

第3次春日井市
障がい者総合福祉計画
中間案

目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 3
- 3 計画の期間 4
- 4 重点課題 5

第2章 障がいのある人の現状と推計 サービスの実績と評価

- 1 本市の人口の推移と推計 6
- 2 障がいのある人の数の推移と推計 7
- 3 障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価 13
- 4 地域生活支援事業の実績と評価 23

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 25
- 2 基本的視点 25
- 3 施策の体系 26

第4章 施策の推進

- 1 生活支援 28
- 2 保健・医療 34
- 3 教育、文化芸術活動・スポーツ等 37
- 4 雇用・就業、経済的自立の支援 41
- 5 生活環境 44
- 6 情報アクセシビリティ 46
- 7 防災・防犯 48
- 8 差別の解消及び権利擁護の推進 51
- 9 行政サービス等における配慮 54

第5章 計画の推進

- 1 庁内関連機関の連携 56
- 2 関連機関の連携 56
- 3 広報・啓発活動の推進 56
- 4 計画の進行管理 57

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、高齢化、核家族化が進む中で、福祉ニーズはますます多様化しており、すべての障がいのある人が地域で安心して生活できる住みやすいまちづくりが求められています。

国においては、平成23年8月、障害者基本法が一部改正され、障がい者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。平成24年10月には、「障害者虐待防止法」が施行されました。また、平成25年4月には、「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行（一部は平成26年4月施行）され、新たに難病患者もサービス受給の対象となりました。さらに、平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定されました。

平成25年9月には、「障害者基本計画（第3次）」が策定され、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図る基本的な方向が示されました。

本市の障がい者福祉施策は、平成9年度に策定された「春日井市障害者計画」により体系的に展開されるようになりました。その後、今日に至るまで、障がいのある人を取り巻く社会的環境の変化に対応し、計画の改定等を随時行い、継続的に障がい者福祉に関する施策を実施してきました。

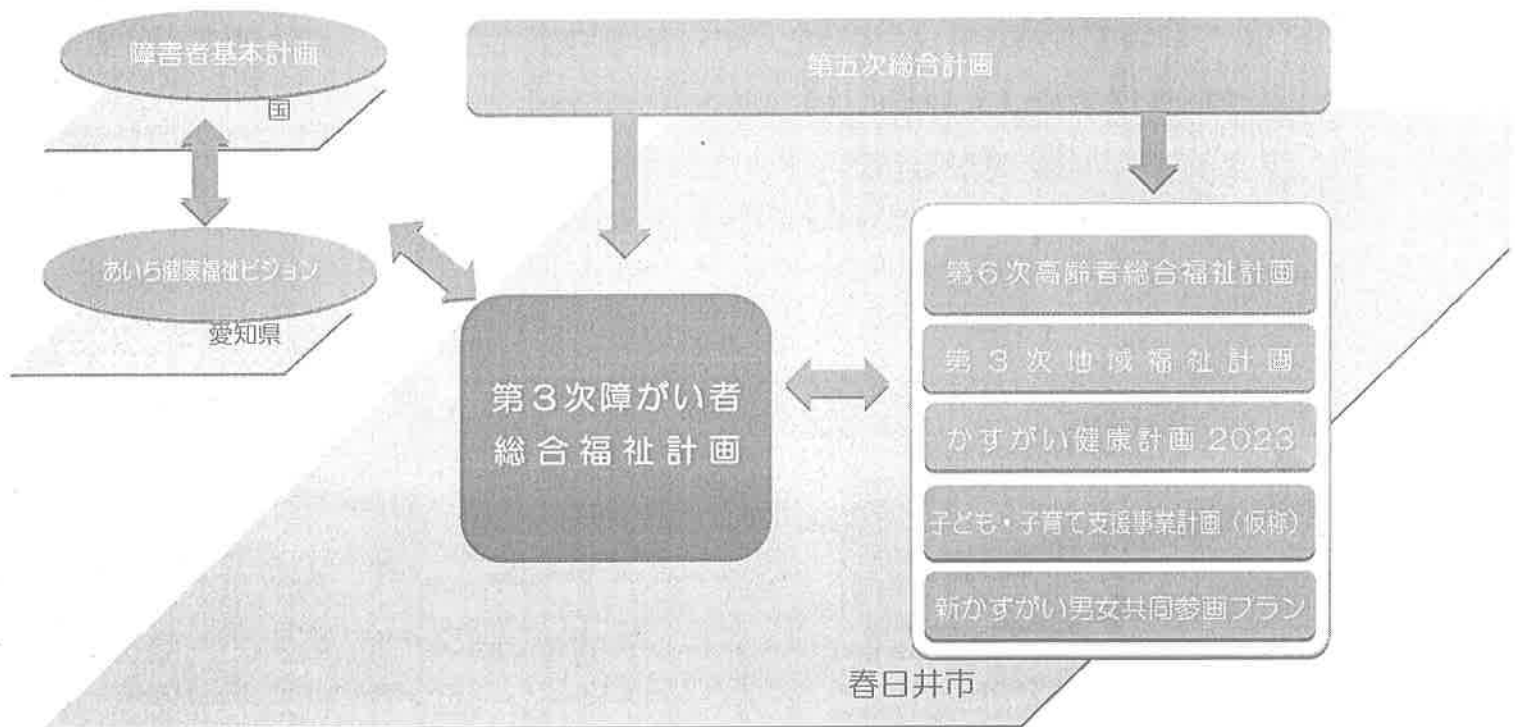
平成24年3月に策定した「第2次春日井市障がい者総合福祉計画」の計画期間の終了にあたり、障害者総合支援法や障害者基本計画を踏まえ、行政に対する福祉ニーズの多様化や、障がいのある人の就労、災害時の支援、権利擁護などの課題に対応し、長期的視点から総合的かつ計画的に障がい者福祉に関する施策を推進するため、「第3次春日井市障がい者総合福祉計画」を策定します。

【障がい者施策にかかわる主な関連法令の動向】

	関連法令	概要
平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者権利条約の国連総会採択 障がい者自立支援法の施行 障がい者雇用促進法の一部改正 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約 福祉サービス体系の再編 雇用対策の強化、助成の拡大など 総合的なバリアフリー化の推進等の規定
平成 19 年	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者基本法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村障がい者計画の義務化
平成 21 年	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用促進法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者自立支援法、児童福祉法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担や障がい者の範囲の見直しなど
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者基本法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> 目的規定や障がい者の定義の見直しなど
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者虐待防止法の施行 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の虐待の防止に係る国等の責務、虐待の早期発見の努力義務を規定
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者総合支援法の施行 障がい者優先調達推進法の施行 障がい者差別解消法の制定 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者自立支援法を改称し、障がい者の範囲の見直しや障害支援区分の創設など 公機関の物品やサービスの調達を、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進 障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> 難病医療法の制定 障がい者権利条約の効力発生 	<ul style="list-style-type: none"> 原因が分からず効果的な治療法がない難病の医療費助成の対象を拡大

2 計画の位置づけ

- 1 この計画は、本市の障がい福祉に関する様々な施策について、長期的視点から総合的かつ計画的に推進することを目的として、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に定める市町村障害者計画と、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に定める市町村障害福祉計画を一体的に策定するものです。
- 2 この計画は、第五次春日井市総合計画を上位計画とし、他の関連する計画と整合を図っています。
- 3 この計画は、国の「障害者基本計画」及び愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」と整合を図っています。
- 4 この計画は、市民、企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体を対象とします。

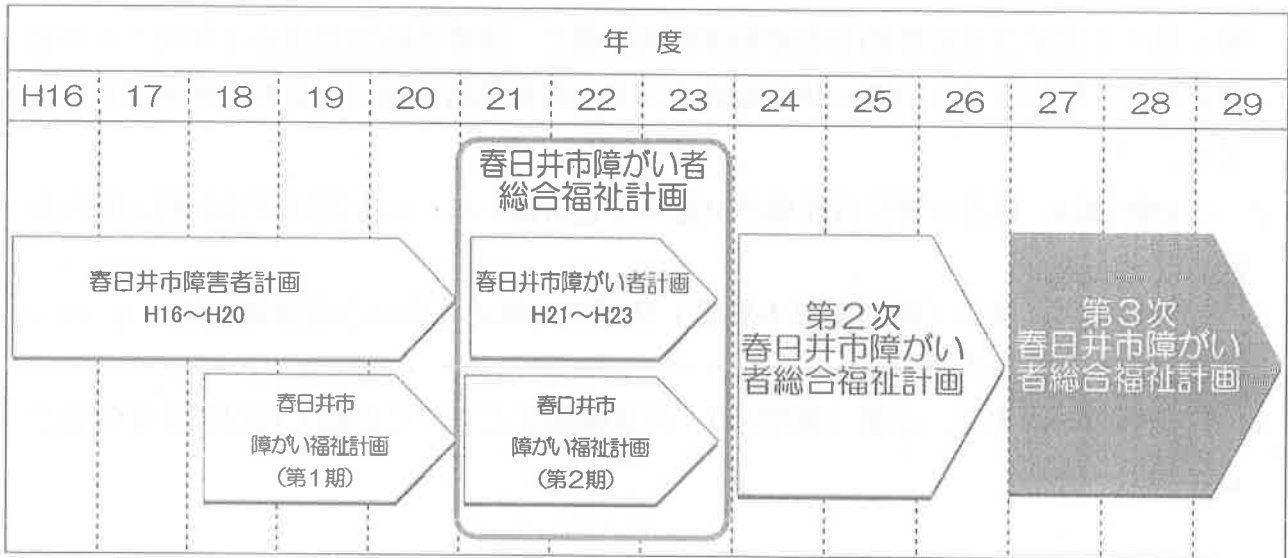


「障がいのある人」とは「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者及び難病患者であって、障がい及び社会的障壁*により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

*障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

3 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度を初年度とし、平成 29 年度までの3年間とします。



4 重点課題

近年の本市の障がい者施策を取り巻く現状を踏まえ、本計画では次の3つを重点課題として位置づけ、積極的に施策の推進に取り組みます。

(1) 自立に向けたサービスの利用促進

サービスを利用し、自立した生活を営むことができるよう相談支援体制の充実を図ります。

- ① 施設入所者の地域生活への移行促進
 - 障がい者生活支援センターの機能強化
 - 相談支援専門員の増員
 - グループホームの整備支援
- ② 福祉から一般就労への移行促進
 - ハローワークとの連携強化
 - 障がい者就業・生活支援センターとの連携強化

(2) 災害など緊急時の体制の充実

地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災対策の推進を図ります。

- 災害時要援護者避難所の拡充
- 防災会議への委員登用の検討

(3) 障がいのある人の人権に対する理解の促進

障がいを理由とする差別の解消に向け、障がいに対する理解を深めるための啓発活動等の充実とともに、虐待の防止や権利擁護のための取組の一層の推進を図ります。

- 行政機関等における合理的配慮の推進
- 障がい者虐待防止センター等関係機関との連携強化
- 成年後見制度の利用促進

第2章 障がいのある人の現状と推計 サービスの実績と評価

1 本市の人口の推移と推計

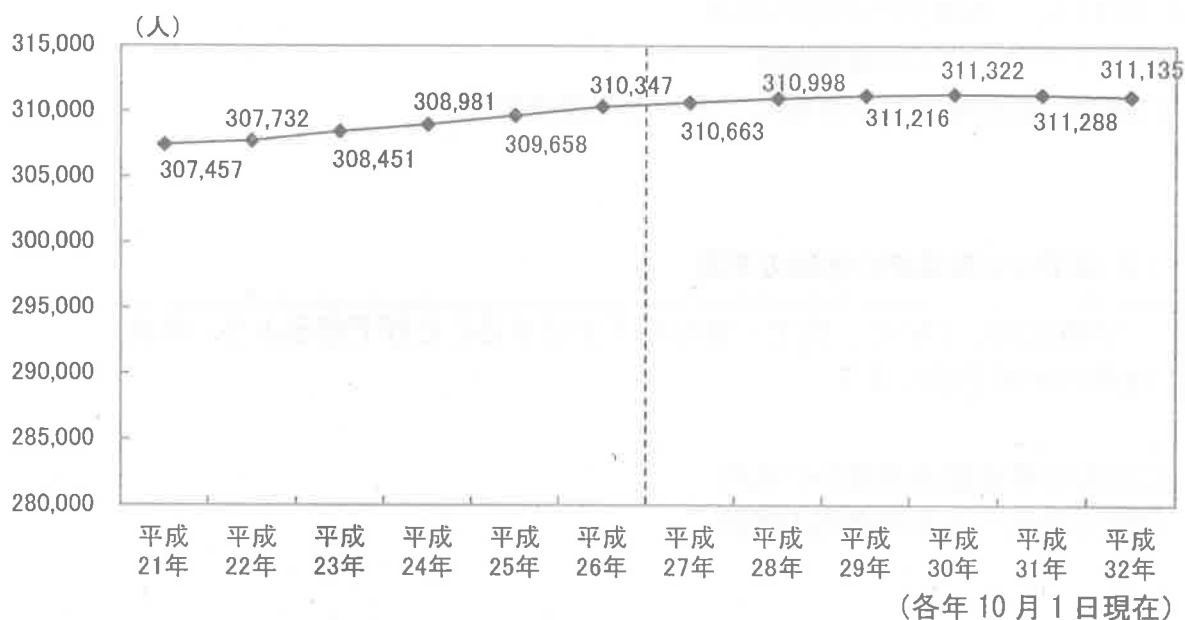
本市の総人口は、平成26年10月1日現在で310,347人となっており、増加傾向にあります。

年齢別の人口推移から将来人口を推計すると、平成30年の311,322人をピークに人口減少期に入ることが予測されます。

また、高齢化率は、平成21年度には19.4%でしたが、平成25年度には22.5%に増加しており、この傾向は今後も続くものと予測されます。

人口の推移と将来推計

図表 1-1



人口の推移と将来推計(年齢別)

図表 1-2

	実績値						推計値					
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
18歳未満	55,061	55,181	55,409	55,379	55,280	54,867	55,043	54,772	54,503	54,064	53,762	53,348
18~39歳	93,487	90,823	88,027	85,119	82,733	80,830	78,459	76,933	75,653	74,913	74,088	73,564
40~64歳	99,189	100,029	101,907	102,313	101,932	101,806	102,117	102,656	103,205	103,699	104,399	105,006
65歳以上	59,720	61,699	63,108	66,170	69,713	72,844	75,044	76,637	77,855	78,646	79,039	79,217
計	307,457	307,732	308,451	308,981	309,658	310,347	310,663	310,998	311,216	311,322	311,288	311,135

(各年10月1日現在)

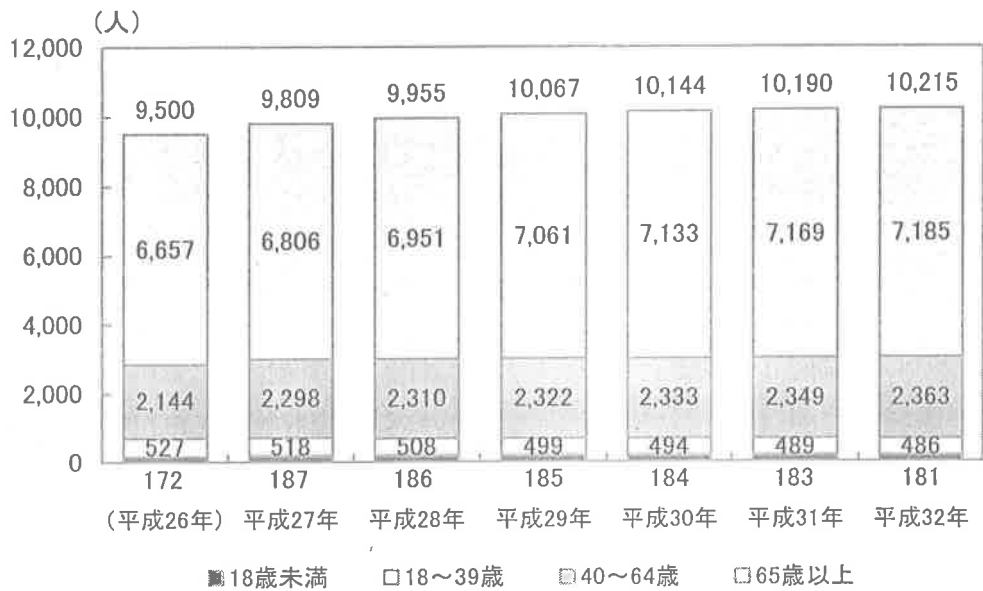
2 障がいのある人の数の推移と推計

① 身体障がいのある人の数

身体障がいのある人（身体障がい者手帳を所持している人）の数は、平成26年10月1日現在で9,500人となっており、増加傾向にあります。

図表2-①-1

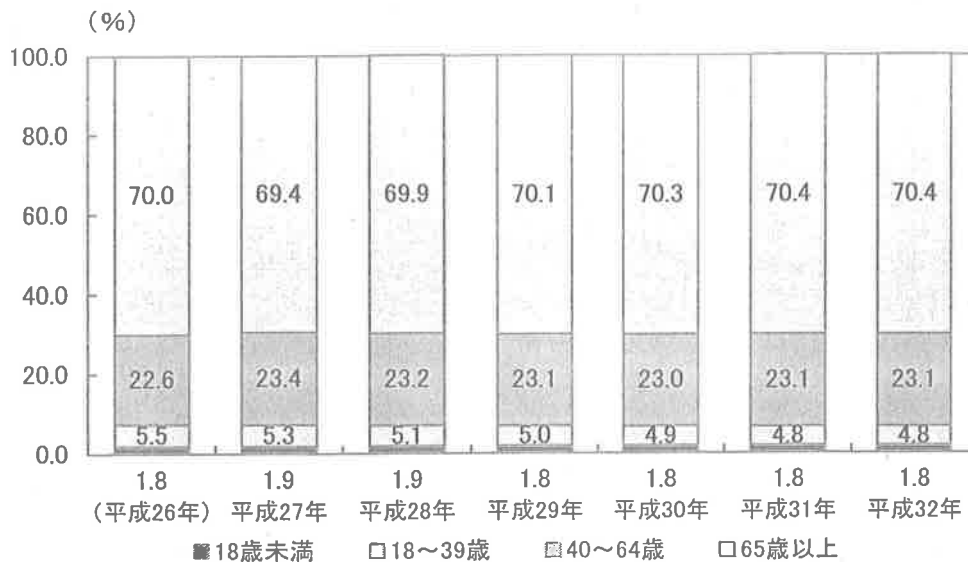
年齢別身体障がいのある人の数の推計（人数）



(各年10月1日現在)

図表2-①-2

年齢別身体障がいのある人の数の推計（割合）



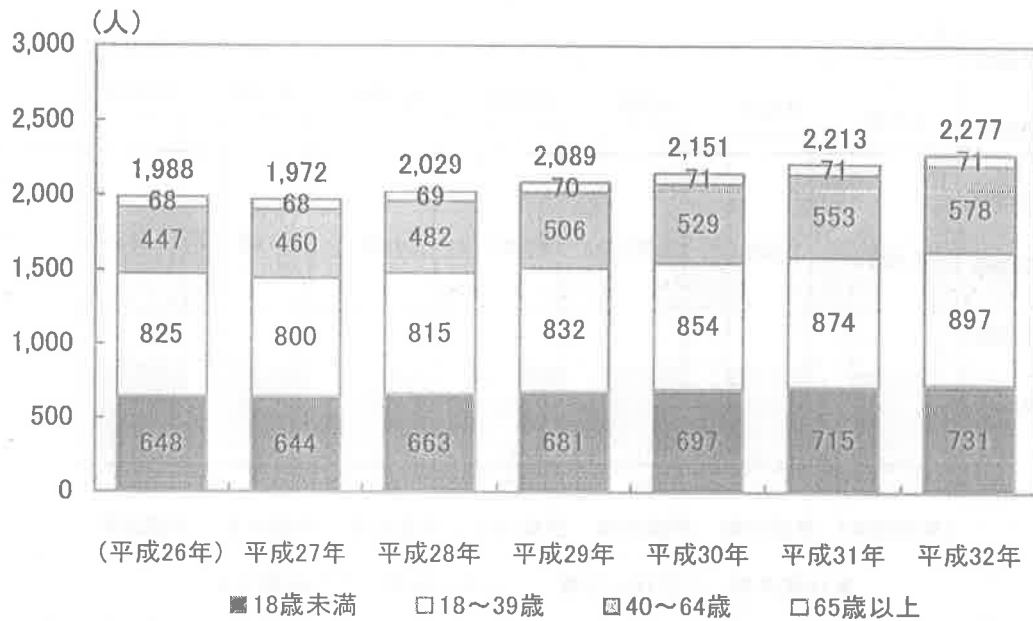
(各年10月1日現在)

②知的障がいのある人の数

知的障がいのある人（療育手帳を所持している人）の数は、平成26年10月1日現在で1,988人となっており、増加傾向にあります。

図表 2-②-1

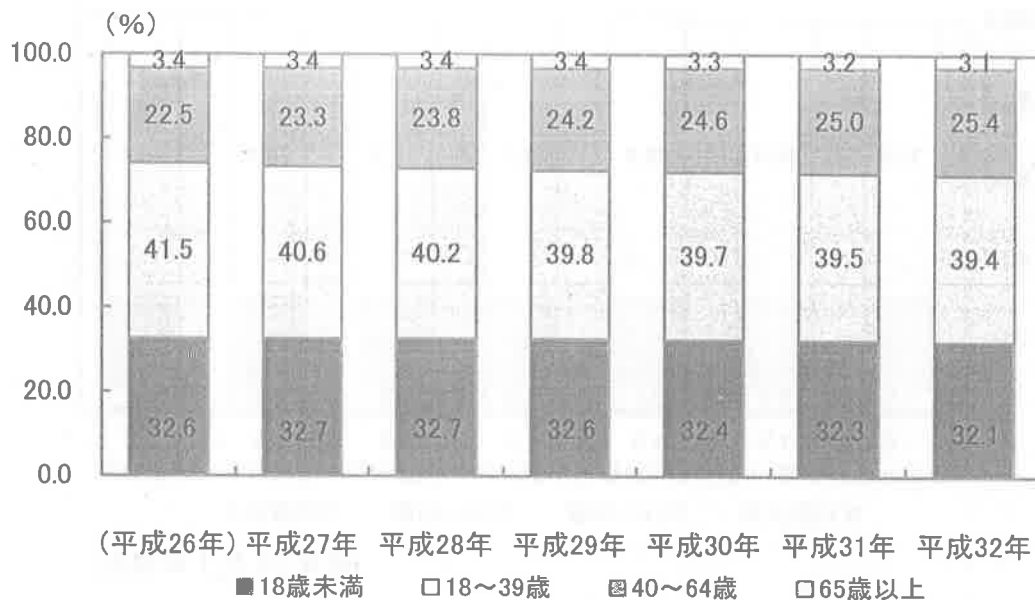
年齢別知的障がいのある人の数の推計（人数）



（各年10月1日現在）

図表 2-②-2

年齢別知的障がいのある人の数の推計（割合）



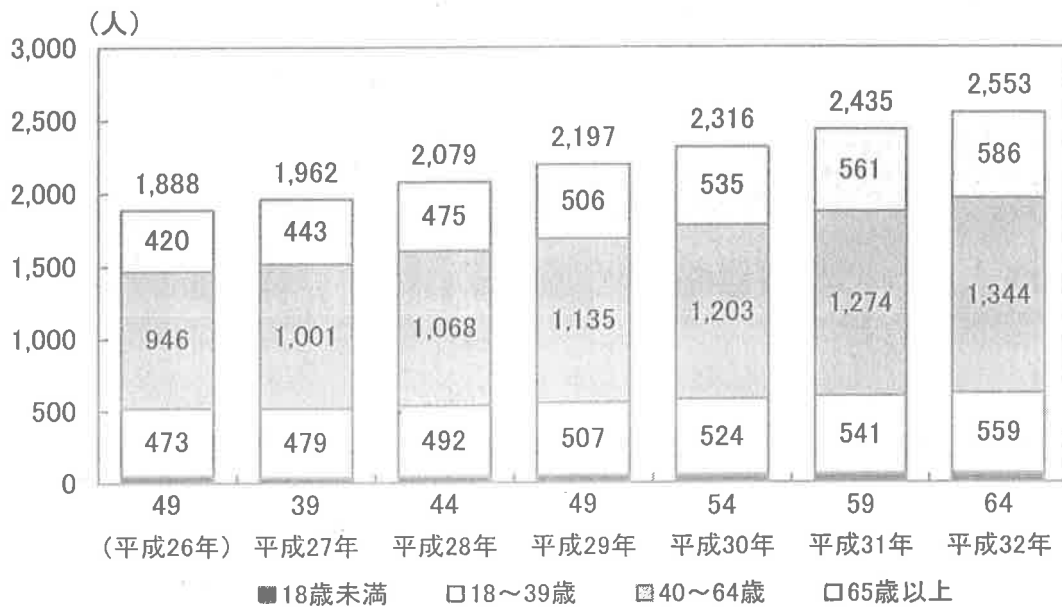
（各年10月1日現在）

③-1 精神障がいのある人の数

精神障がいのある人（精神障がい者保健福祉手帳を所持している人）の数は、平成26年10月1日現在で1,888人となっており、増加傾向にあります。

図表 2-③-1

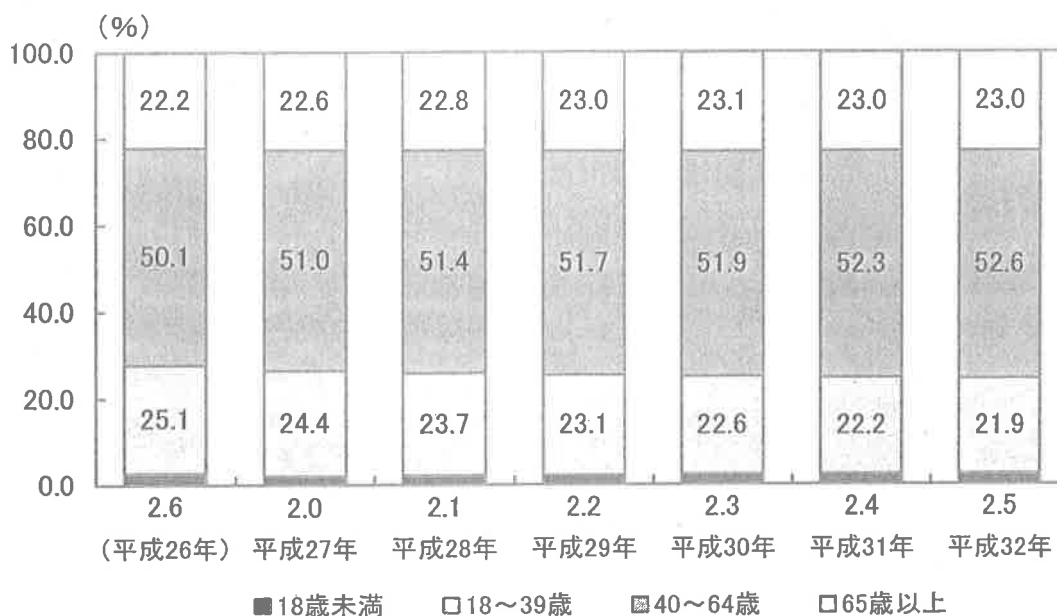
年齢別精神障がいのある人の数の推計（人数）



(各年10月1日現在)

図表 2-③-2

年齢別精神障がいのある人の数の推計（割合）



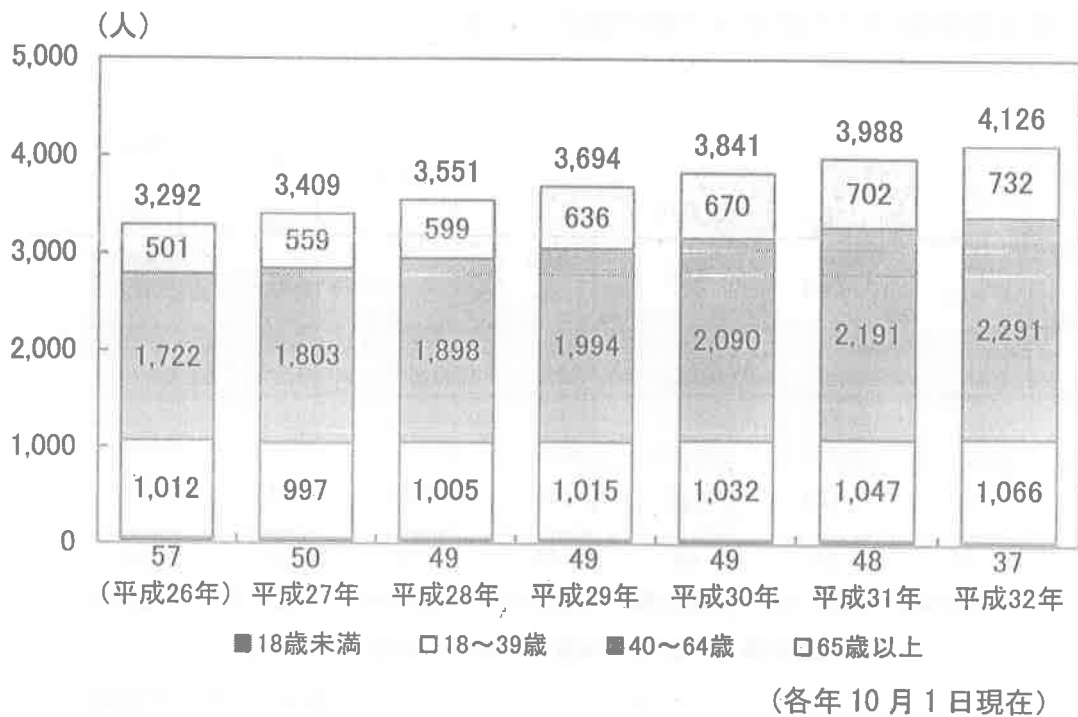
(各年10月1日現在)

③-2 自立支援医療（精神通院）受給者数

自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成26年10月1日現在で3,292人となっており、近年著しく増加傾向にあり、今後も増加することが予測されます。

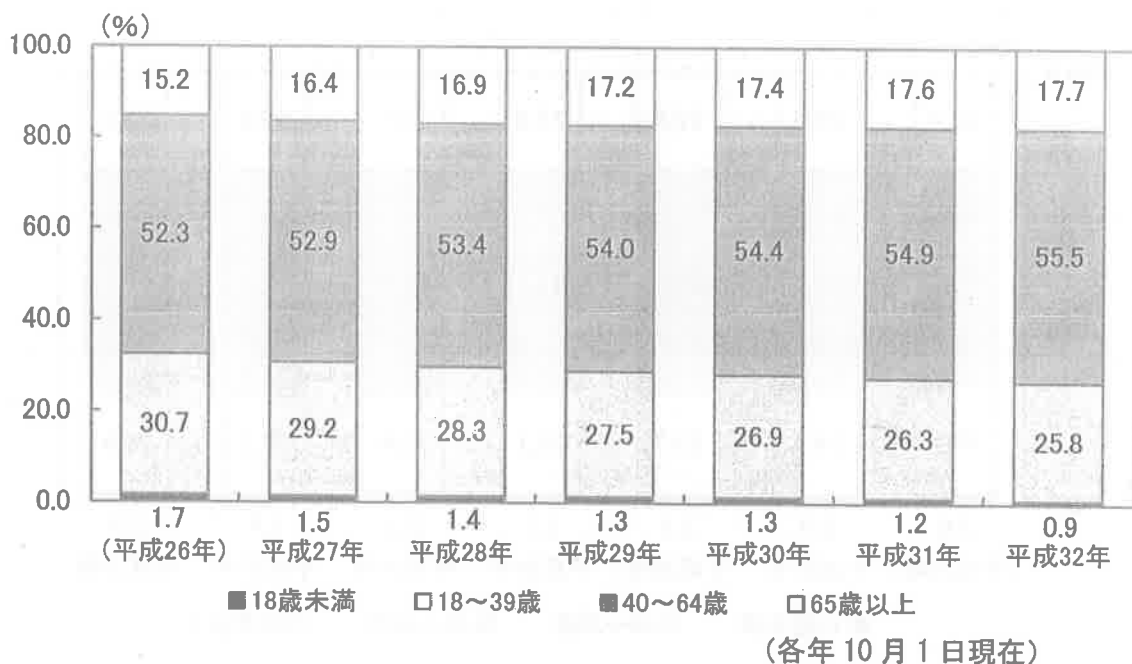
図表2-③-3

年齢別自立支援医療（精神通院）受給者数の推移と推計（人数）



図表2-③-4

年齢別自立支援医療（精神通院）受給者数の推計（割合）



④発達障がいのある人の数

発達障害者支援法において「発達障がい」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。また、「発達障がい者」とは、発達障がいを有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者と、「発達障がい児」とは、発達障がい者のうち18歳未満のものとされています。

発達障がい者（児）を対象とした手帳の交付制度がないため、人数を正確に把握することは困難な状況となっています。

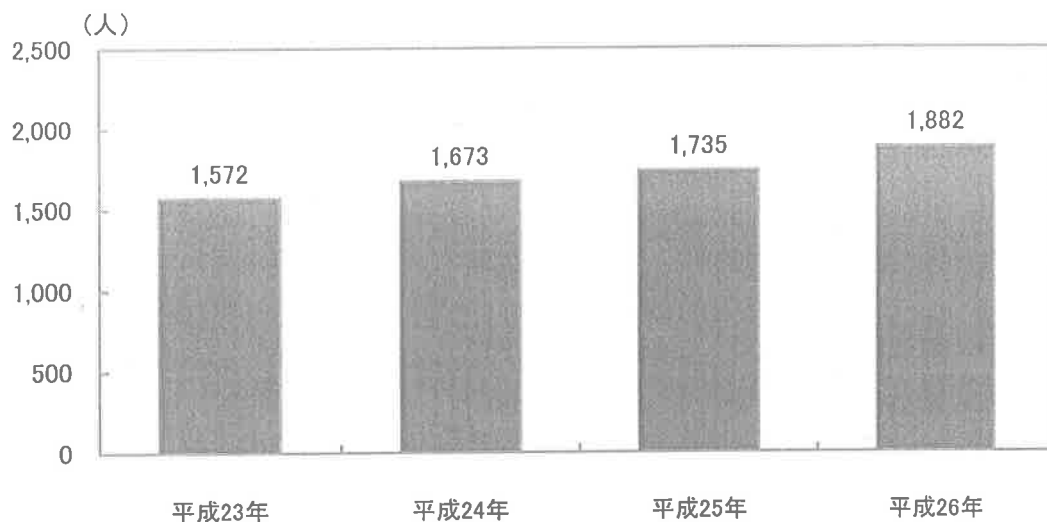
（参考：文部科学省の「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果によれば、知的発達に遅れはないものの、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は6.5%となっています。）

⑤難病患者の数

愛知県の特定疾患医療給付事業受給者票の所持者数は、平成26年3月31日現在で1,882人となっており、近年増加傾向にあり、今後も対象疾患の拡大により増加することが予測されます。

図表 2-⑤

特定疾患医療給付事業受給者数の推移（人数）



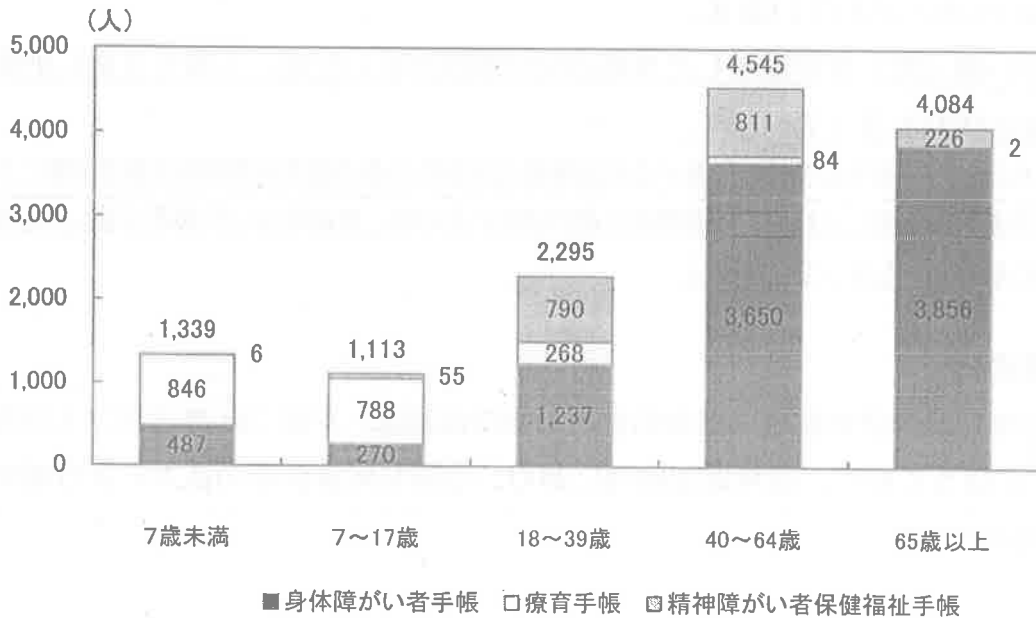
（各年3月31日現在）

⑥初めて障がい者手帳を取得した年齢

身体障がい者手帳では、40歳以上で初めて取得する人が多く、療育手帳では、18歳未満に初めて取得する人が多く、精神障がい者保健福祉手帳では18歳から65歳未満の間で取得する人が多くなっています。

図表 2-⑥

初めて障がい手帳を取得した年齢（手帳別）



【1 訪問系サービス】

区分	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度				
		見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	支給決定者数 支給時間	利用率
訪問系 サービス	人	238	252	105.9	247	269	109.0	254	292	115.0	303	324	106.9	320	350	109.4	560	62.5
	時間	5,799	5,714	98.6	6,213	6,973	112.3	6,516	7,928	121.7	7,272	7,082	97.4	7,680	6,865	89.4	15,415	
居宅介護	人	—	206	—	—	228	—	—	247	—	261	278	106.5	276	295	106.9	479	61.6
	時間	—	4,449	—	—	5,006	—	—	3,554	—	5,286	5,478	103.6	5,583	5,852	104.8	12,906	
重度訪問介護	人	—	10	—	—	14	—	—	11	—	13	9	69.2	14	8	57.1	10	80.0
	時間	—	955	—	—	1,719	—	—	341	—	1,716	1,205	70.2	1,812	482	26.6	896	
同行支援	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	14	466.7	3	25	833.3	41	61.0
	時間	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	106	1177.8	9	249	2766.7	900	
行動支援	人	—	36	—	—	27	—	—	25	—	26	23	88.5	27	22	81.5	30	73.3
	時間	—	311	—	—	248	—	—	86	—	261	293	112.3	276	282	102.2	713	
重度障がい、 等支援	人	—	0	—	—	0	—	—	0	—	0	0	—	0	0	—	0	
	時間	—	0	—	—	0	—	—	0	—	0	0	—	0	0	—	0	

【見込み量】 1か月あたりでそのサービスを利用する人の数とその利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの

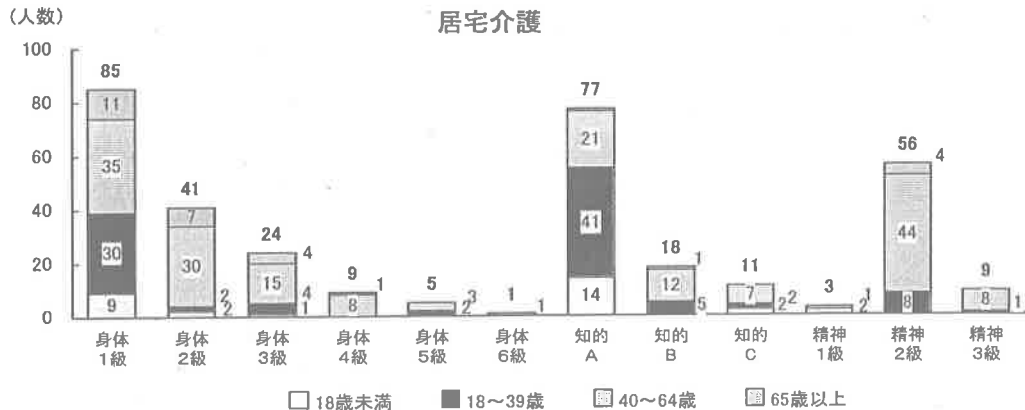
【実績】 その年度の3月分の利用実績

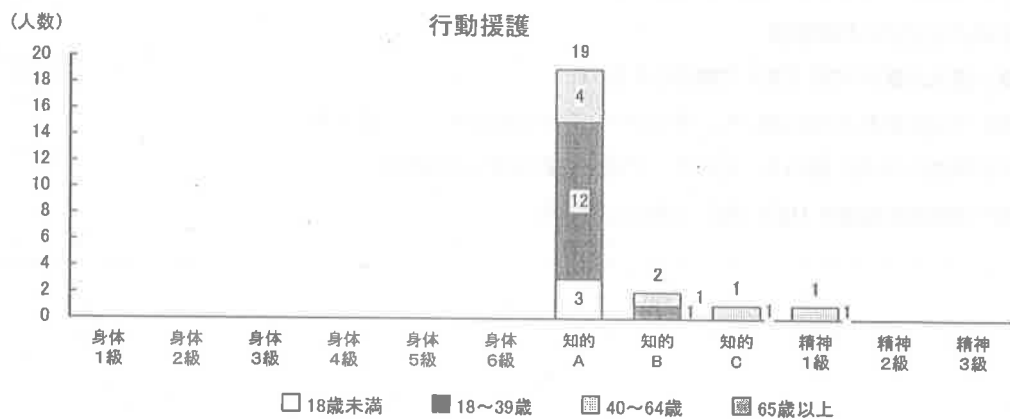
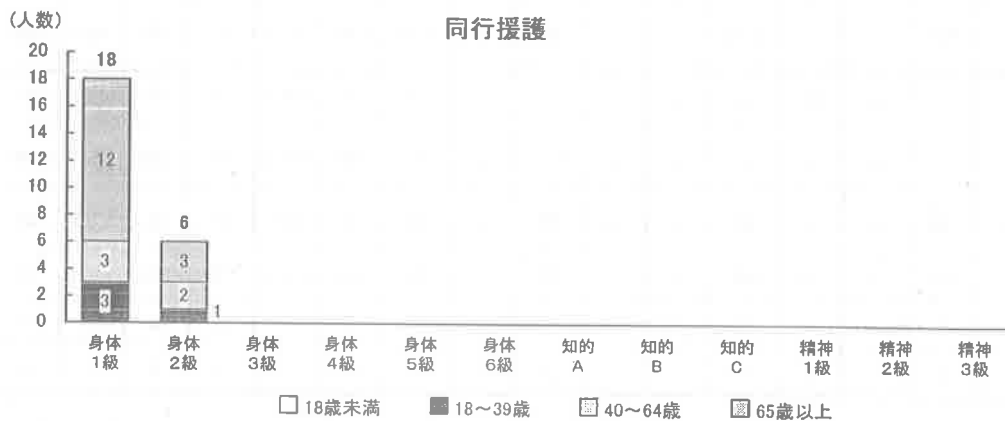
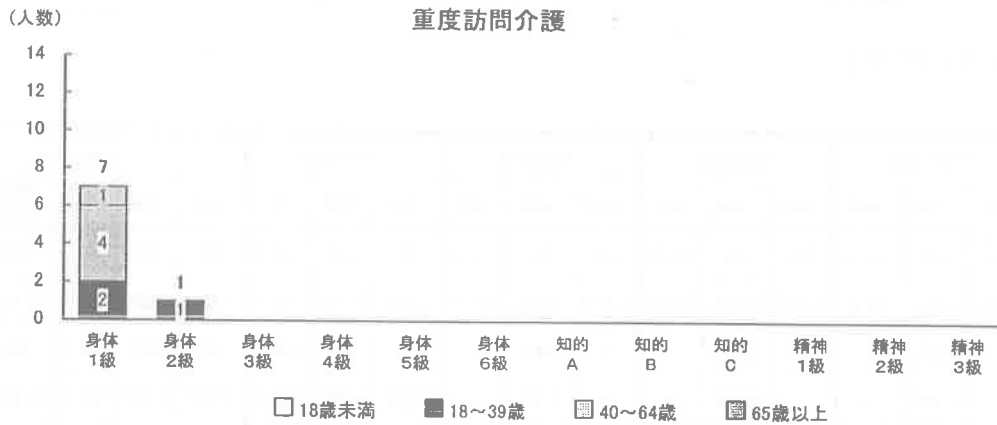
【達成率】 実績÷見込み量×100(%)で算出したもの

【支給決定者数】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数

【支給時間】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定した時間数

【利用率】 実績÷支給決定者数×100(%)で算出したもの





(平成26年3月利用分です。障がい重複しているときは、それぞれ計上しています。)

【評価】

- 居宅介護の利用実績は増加していますが、その内容（身体介護・身体介護共同実践・家事援助・家事援助育児支援・通院等介助）について、それぞれの利用状況が分かると利用者の生活課題やニーズがより明確になります。
- 行動援護の利用ニーズは高いですが、専門性を有する人材の確保が難しく、サービスを提供できるような事業所が少ないため、行動援護の希望者が移動支援事業を利用して外出している事例があります。
- 重度訪問介護は、知的障がいのある人や精神障がいのある人も対象となったため、今後、利用希望者が増加します。

【2 日中活動系サービス等】

区分	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度				
		見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	支給決定者数	支給日数
生活介護	人	207	220	106.3	283	313	110.7	423	365	86.3	487	465	95.5	524	458	87.4	500	91.6
	延べ日数	2,857	3,665	128.3	3,905	5,712	146.3	5,837	6,864	117.6	9,412	8,370	88.9	9,955	8,448	84.9	10,754	
自立訓練 (機能訓練)	人	5	2	40.0	7	4	57.2	9	1	11.1	4	4	100.0	4	1	25.0	3	33.3
	延べ日数	75	21	28.0	105	65	62.0	135	21	15.6	65	54	83.1	65	3	4.6	38	
自立訓練 (生活訓練)	人	11	12	109.1	21	12	57.2	31	11	35.5	12	10	83.3	12	9	75.0	6	150.0
	延べ日数	242	218	90.1	462	241	52.2	682	219	32.1	252	158	62.7	252	125	49.6	123	
就労移行支援	人	12	12	100.0	24	25	104.2	37	35	94.6	51	50	98.0	64	55	85.9	84	65.5
	延べ日数	230	226	98.3	461	418	90.7	710	616	86.8	918	899	97.9	1,152	830	72.0	1,859	
就労継続支援 (A型)	人	30	7	23.3	30	20	66.7	30	33	110.0	46	57	123.9	59	108	183.1	131	82.4
	延べ日数	660	152	23.0	660	425	64.4	660	705	106.8	988	1,039	105.2	1,267	2,103	166.0	3,005	
就労継続支援 (B型)	人	153	141	92.2	156	151	96.8	228	238	104.4	230	265	115.2	240	288	120.0	329	87.5
	延べ日数	2,907	2,607	89.7	2,964	2,818	95.1	4,332	4,315	99.6	3,902	4,537	116.3	4,077	5,027	123.3	7,370	
療養介護	人	4	3	75.0	5	3	60.0	6	3	50.0	3	16	533.3	3	15	500.0	15	100.0

【見込み量】 1か月あたりでそのサービスを利用する人の数とその利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの

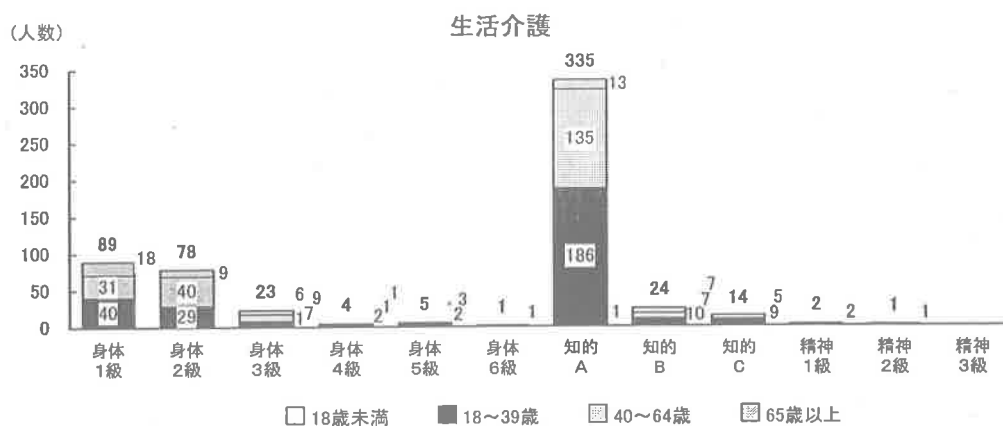
【実績】 その年度の3月分の利用実績

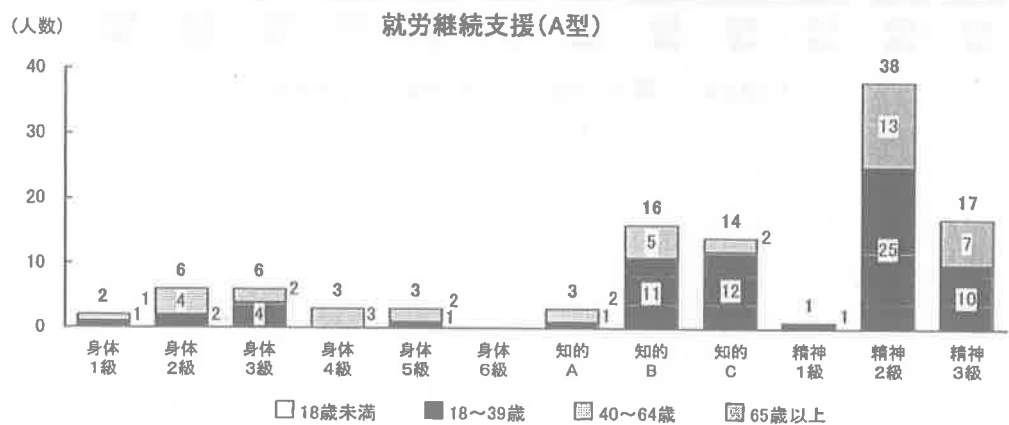
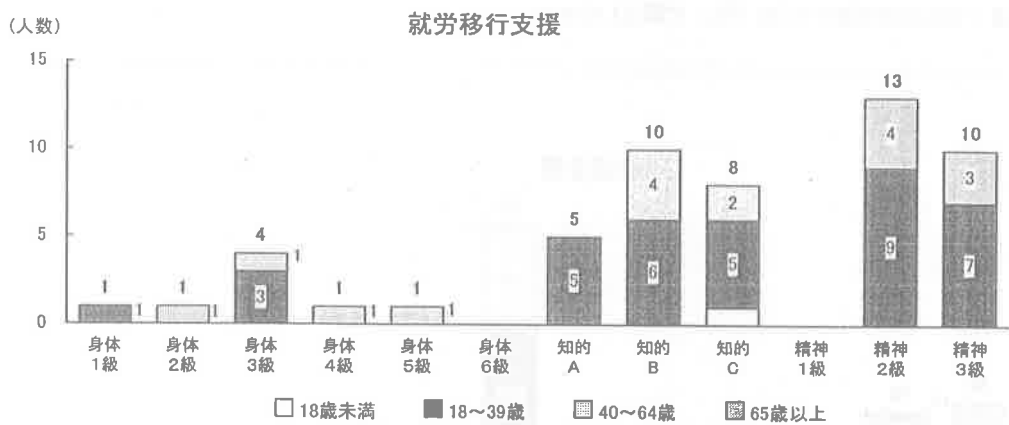
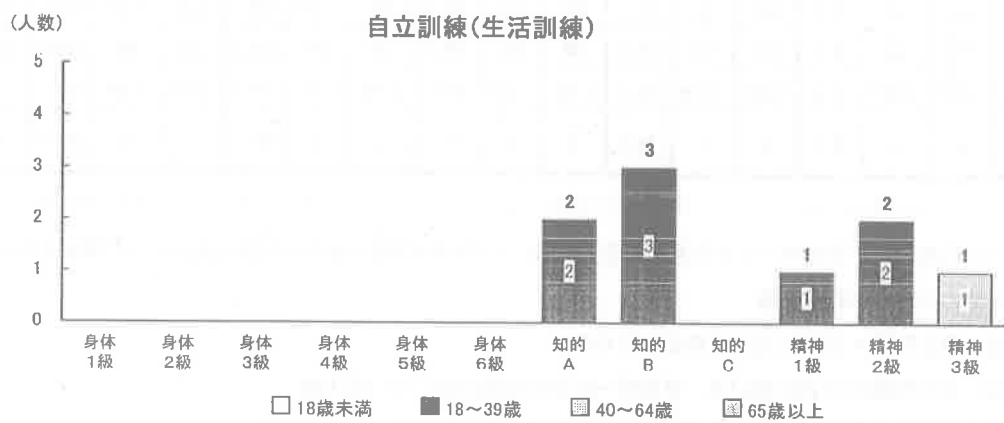
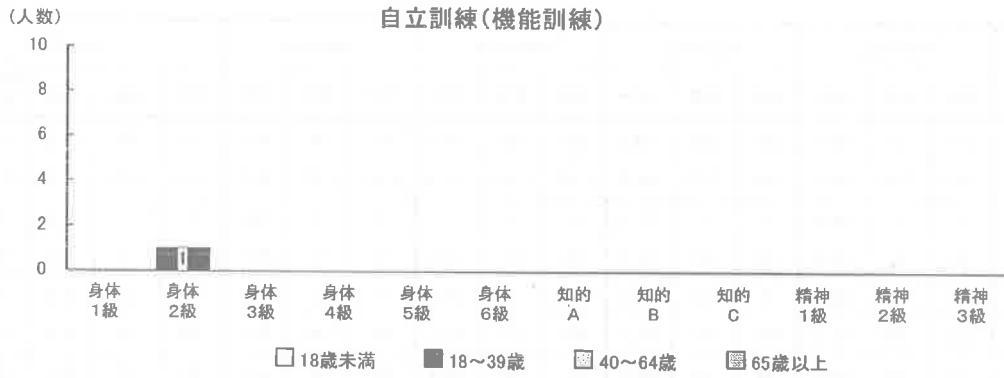
【達成率】 実績÷見込み量×100(%)で算出したもの

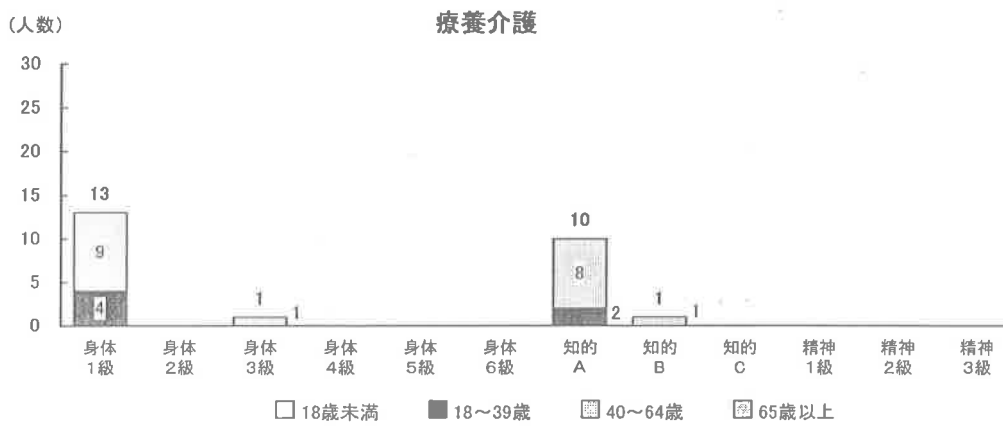
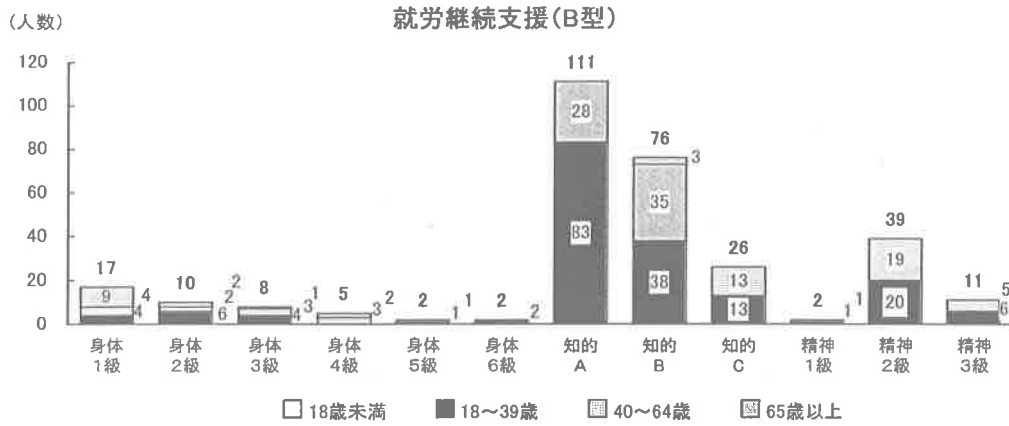
【支給決定者数】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数

【支給日数】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定した日数

【利用率】 実績÷支給決定者数×100(%)で算出したもの







(平成26年3月利用分です。障がい重複しているときは、それぞれ計上しています。)

【評価】

- 就労継続支援A型の利用者及び施設数(定員)が前年の2倍に急増しており、利用実績も見込み量を大きく上回っています。
- 生活介護及び就労継続支援は、事業所の所在地に地域的な偏りがあるため、利用者が事業所を自由に選択できる状況にはありません。

【3 居住系サービス】

区分	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度				
		見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	支給決定者数 支給日数	利用率
児童デイサービス	人	254	316	124.5	266	354	133.1	277	442	159.6	—	—	—	—	—	—	—	—
	延べ日数	2,794	3,232	115.7	2,926	3,846	131.5	3,047	4,950	162.5	—	—	—	—	—	—	—	—
短期入所	人	67	62	92.6	68	75	110.3	70	80	114.3	101	103	102.0	114	130	114.0	473	27.5
	延べ日数	462	422	91.4	469	451	96.2	483	509	105.4	606	412	68.0	684	575	84.1	2,432	—
共同生活援助 ・共同生活介護	人	70	64	91.5	88	68	77.3	110	78	70.9	77	92	119.5	85	97	114.1	104	93.3
施設入所支援	延べ日数	47	45	95.8	108	91	84.3	179	106	59.2	184	182	98.9	179	174	97.2	179	97.2

(平成24年度から児童デイサービスは児童発達支援と放課後等デイサービスに分かれました。)

【見込み量】1か月あたりでそのサービスを利用する人の数とその利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの

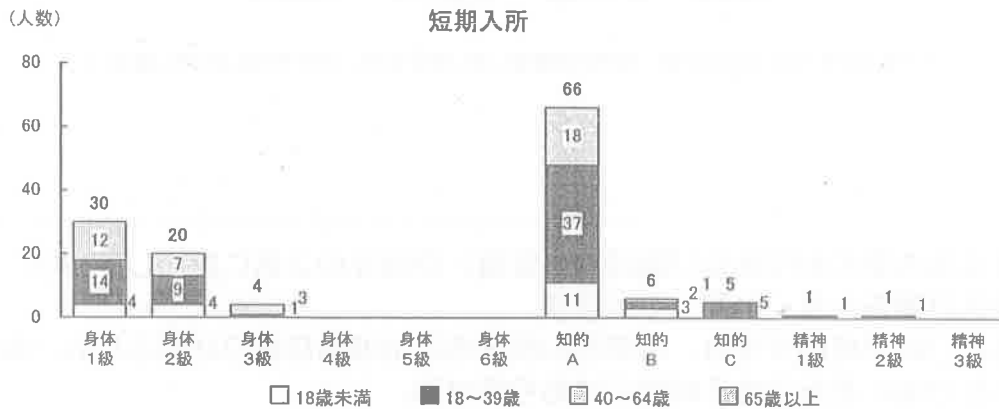
【実績】その年度の3月分の利用実績

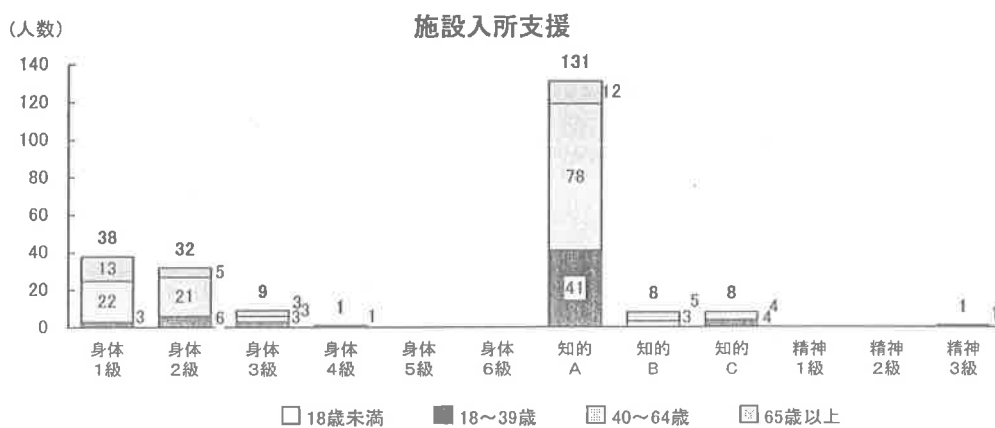
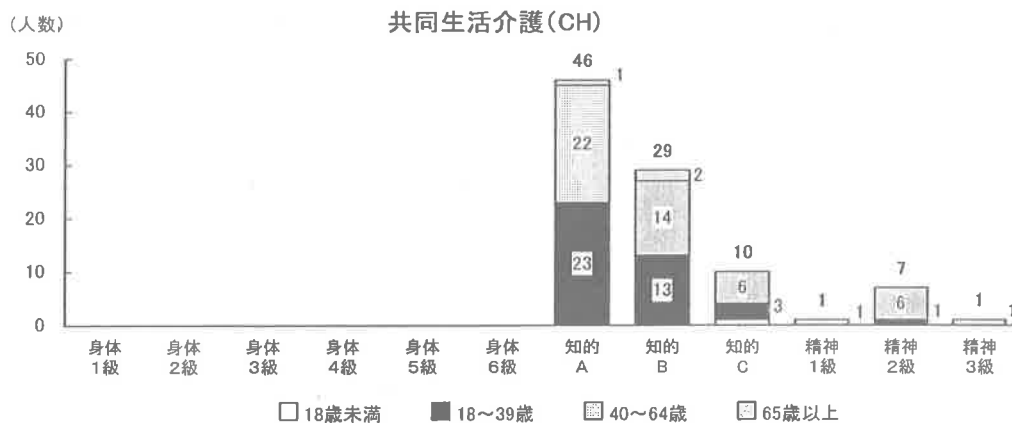
【達成率】実績÷見込み量×100(%)で算出したもの

【支給決定者数】その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数

【支給日数】その年度の3月において、そのサービスの支給決定した日数

【利用率】実績÷支給決定者数×100(%)で算出したもの





(平成26年3月利用分です。障がい重複しているときは、それぞれ計上しています。)

【評価】

- 短期入所は、家族が病気になった時に利用するつもりで支給決定を受けている人も多く、週末に利用したくても満員で利用できないなど、曜日によって利用状況が偏りやすいです。
- グループホームの利用実績は年々増加しており、利用実績が見込み量を上回っています。
- 支給決定を受けていない人でもグループホームに入所したい意向を持っている障がいのある人は多く、住み慣れた市内で施設の整備が必要です。

【4 相談支援】

区分	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度				
		見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	支給決定者数	利用率
相談支援	人	3	0	0.0	3	0	0.0	4	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—
計画相談支援	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	85	22	25.9	723	127	17.6	127	100.0
地域移行支援	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	1	33.3	3	0	0.0	1	
地域定着支援	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	0	0.0	6	0	0.0	0	

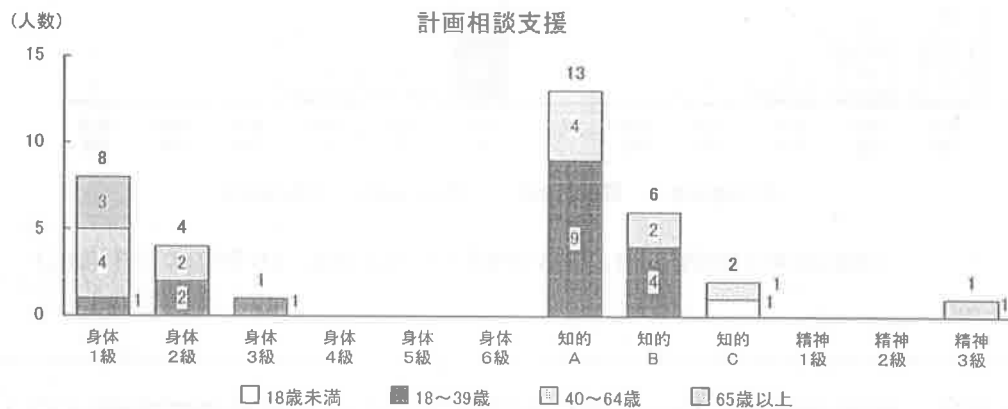
【見込み量】 1か月あたりでそのサービスを利用する人の数とその利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの

【実績】 その年度の3月分の利用実績

【達成率】 実績÷見込み量×100（％）で算出したもの

【支給決定者数】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数

【利用率】 実績÷支給決定者数×100（％）で算出したもの



（平成26年3月利用分です。障がい重複しているときは、それぞれ計上しています。）

【評価】

- ・ 計画相談支援は、利用実績が見込み量を著しく下回っており、その差をセルフプランで対応しています。
- ・ 計画相談支援の事業所数が不足する中で、複数のサービス調整が必要な人が計画相談支援の利用を待たされる状況があり、計画相談支援の機会を効率的に利用する仕組みが必要です。
- ・ 質の高い計画相談支援が選択できる体制を段階的に整備する必要があります。

【5 障がい児通所支援】

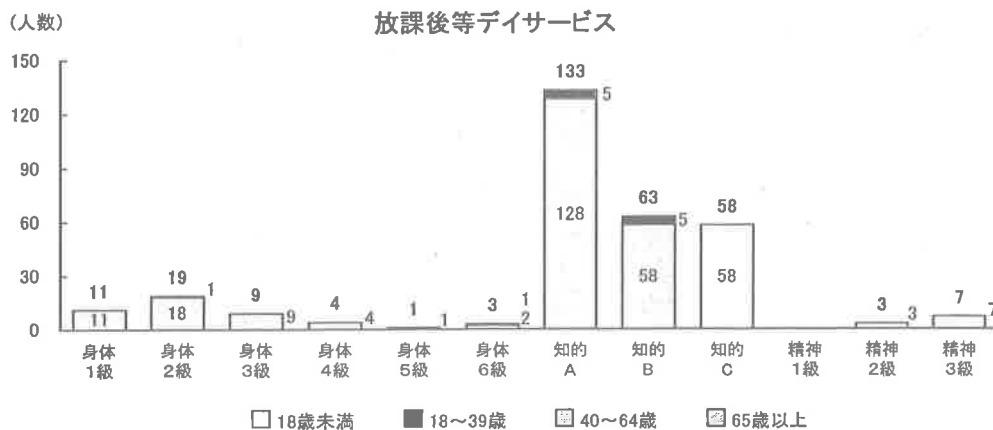
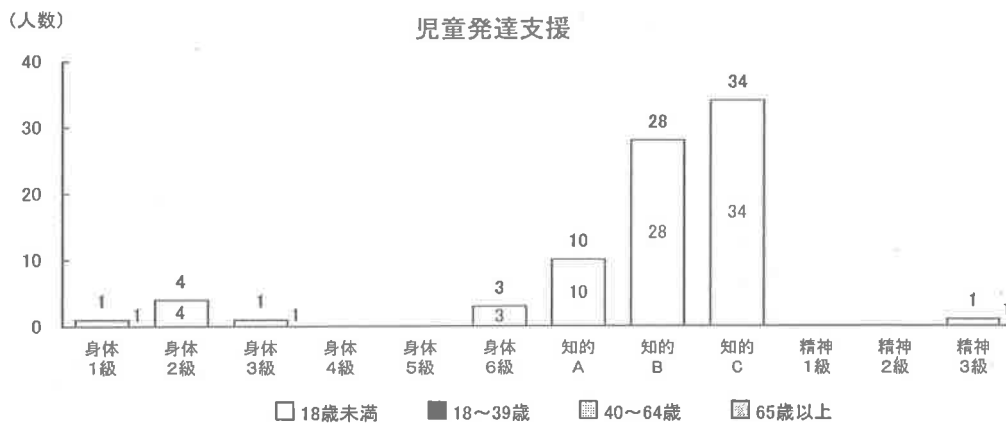
区分	単位	平成24年度			平成25年度		
		実績	支給決定者数 支給日数	利用率	実績	支給決定者数 支給日数	利用率
児童発達支援	人	209	289	72.3	234	309	75.5
	延べ 日数	1,576	6,178		1,636	5,609	
医療型児童発達支援	人	1	1	100.0	0	0	
	延べ 日数	1	15		0	0	
放課後等デイサービス	人	280	358	78.2	285	429	66.4
	延べ 日数	3,829	8,154		4,141	9,335	
保育所等訪問支援	人	0	0		0	0	
	延べ 日数	0	0		0	0	
障がい児相談支援	人	0	0	0	13	13	46.2

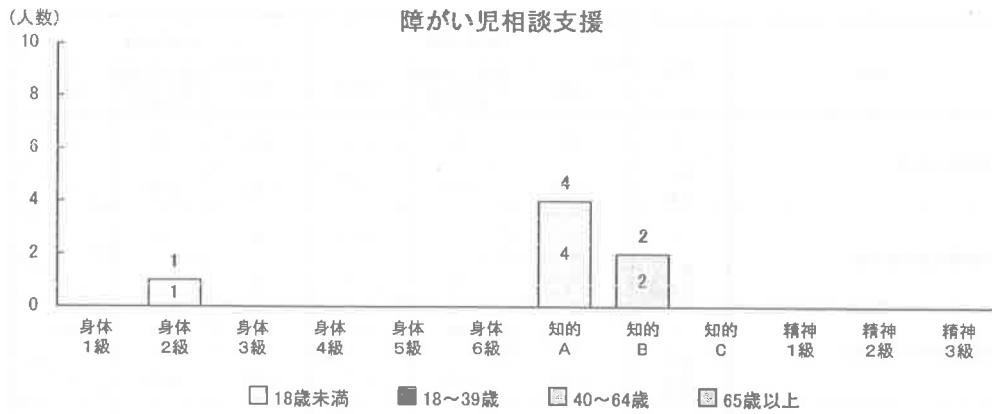
【実績】 その年度の3月分の利用実績

【支給決定者数】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数

【支給日数】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定した日数

【利用率】 実績÷支給決定者数×100（%）で算出したもの





(平成26年3月利用分です。障がい重複しているときは、それぞれ計上しています。)

【評価】

- 障がいのある児童の増加に伴い、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用実績は増加しています。
- 障がい児相談支援の施設数と利用実績は増加しています。

4

地域生活支援事業の実績と評価

区分	単位	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度					
		見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	支給 決定者数	利用率	
障がい者相談支援事業																			
実施所数	事業所数	4	4	100.0	4	4	100.0	4	4	100.0	4	4	100.0	4	5	125.0			
相談員数	人	9	9	100.0	9	9	100.0	9	9	100.0	9	9	100.0	9	12	133.3			
相談件数	件	7,400	6,825	92.2	7,585	6,633	87.4	7,736	7,238	93.6	8,083	6,249	77.3	8,808	7,803	88.6			
地域自立支援協議会	実施回数		設置			設置			3			3			3				
住宅入居等支援事業	実施状況		未実施			未実施			未実施			未実施			未実施				
成年後見制度利用支援事業	実施状況		実施			実施			市長申立 0件 報酬 1件			市長申立 1件 報酬 2件			市長申立 3件 報酬 3件				
意思疎通支援事業																			
手話通訳者窓口設置者数	人	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0			
手話通訳者派遣件数	件	440	376	85.5	460	329	71.5	480	490	102.1	372	470	126.3	377	562	149.1			
要約筆記者派遣件数	件	10	6	60.0	12	3	25.0	14	7	50.0	6	3	50.0	6	8	133.3			
移動支援事業	人	319	246	77.2	327	240	73.4	335	244	72.8	258	282	109.3	263	292	111.0	495	59.0	
	時間	26,796	17,719	66.2	27,468	16,502	60.1	28,140	16,330	58.0	18,060	20,512	113.6	18,410	20,956	113.8			
地域活動支援センター事業	事業所数	10	11	110.0	11	13	118.2	13	14	107.7	市 17 他市 4	8 6	47.1 150.0	市 19 他市 4	9 7	47.4 175.0			
	人	129	126	97.7	133	138	103.8	151	138	91.4	市 156 他市 15	154 8	98.7 53.3	市 165 他市 15	199 13	120.6 86.7	247	85.8	
日中一時支援事業	人	88	139	158.0	90	188	208.9	92	222	241.3	270	260	96.3	311	265	85.2	389	68.1	
	回	1,487	2,648	178.1	1,521	5,247	345.0	1,555	6,893	443.3	7,536	8,033	106.6	8,680	7,160	82.5			
生活サポート事業	人	—	—	—	—	—	—	—	0	—	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
	時間	—	—	—	—	—	—	—	0	—	15	0	0.0	15	0	0.0			
訪問入浴サービス事業	件	1,008	825	81.9	1,008	830	82.4	1,056	1,084	102.7	836	1,248	149.3	841	1,236	147.0	1,776	69.6	
更生訓練費給付事業	人	—	—	—	—	—	—	—	20	—	6	13	216.7	6	9	150.0	—	—	
施設入所者就職支援金給付	人	—	—	—	—	—	—	—	2	—	3	1	33.3	3	3	100.0	—	—	
自動車運転免許取得・改造助成事業	免許	—	—	—	—	—	—	—	3	—	5	7	140	5	3	60.0	—	—	
	改造	—	—	—	—	—	—	—	13	—	5	15	300	5	8	160.0	—	—	

区分	単位	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度				
		見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	支給決定者数	利用率
日常生活用具給付事業	件	3,928	4,215	107.3	4,046	4,810	118.9	4,167	4,900	117.6	5,404	5,540	102.5	5,701	5,587	98.0		
介護・訓練支援用具	件	16	9	56.3	16	16	100.0	16	9	56.3	16	15	93.8	16	22	137.5		
自立生活支援用具	件	52	31	59.6	54	39	72.2	56	53	94.6	46	56	121.7	48	45	93.8		
在宅療養等支援用具	件	57	42	73.7	59	48	81.4	61	45	73.8	52	38	73.1	54	39	72.2		
情報意思疎通支援用具	件	48	40	83.3	49	44	89.8	50	27	54.0	47	24	51.1	49	38	77.6		
排泄管理支援用具	件	3,751	4,090	109.0	3,864	4,649	120.3	3,980	4,760	119.6	5,243	5,400	103.0	5,540	5,432	98.1		
居宅生活動作補助用具	件	4	3	75.0	4	14	350.0	4	6	150.0	14	7	50.0	14	11	78.6		

【見込み量】年間で、そのサービスを利用する人の実人数とその延べ利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの

【実績】その年度のサービスを利用した人の実人数とその延べ利用時間又は延べ日数

【達成率】実績÷見込み量×100（％）で算出したもの

【支給決定者数】その年度において、そのサービスの支給決定している人数

【利用率】実績÷支給決定者数×100（％）で算出したもの

【評価】

- ・成年後見制度利用支援事業の利用実績は増加していますが、利用要件に該当しないため利用したくても利用できない人もいます。
- ・移動支援の利用実績は増加していますが、土曜、日曜、祝休日などは利用者が集中するため、利用したいときに利用できない場合があります。
- ・地域活動支援センター事業の利用実績は増加していますが、相談機能を有した地域活動支援センターが市内にないため、身近で相談できるような場所が必要です。

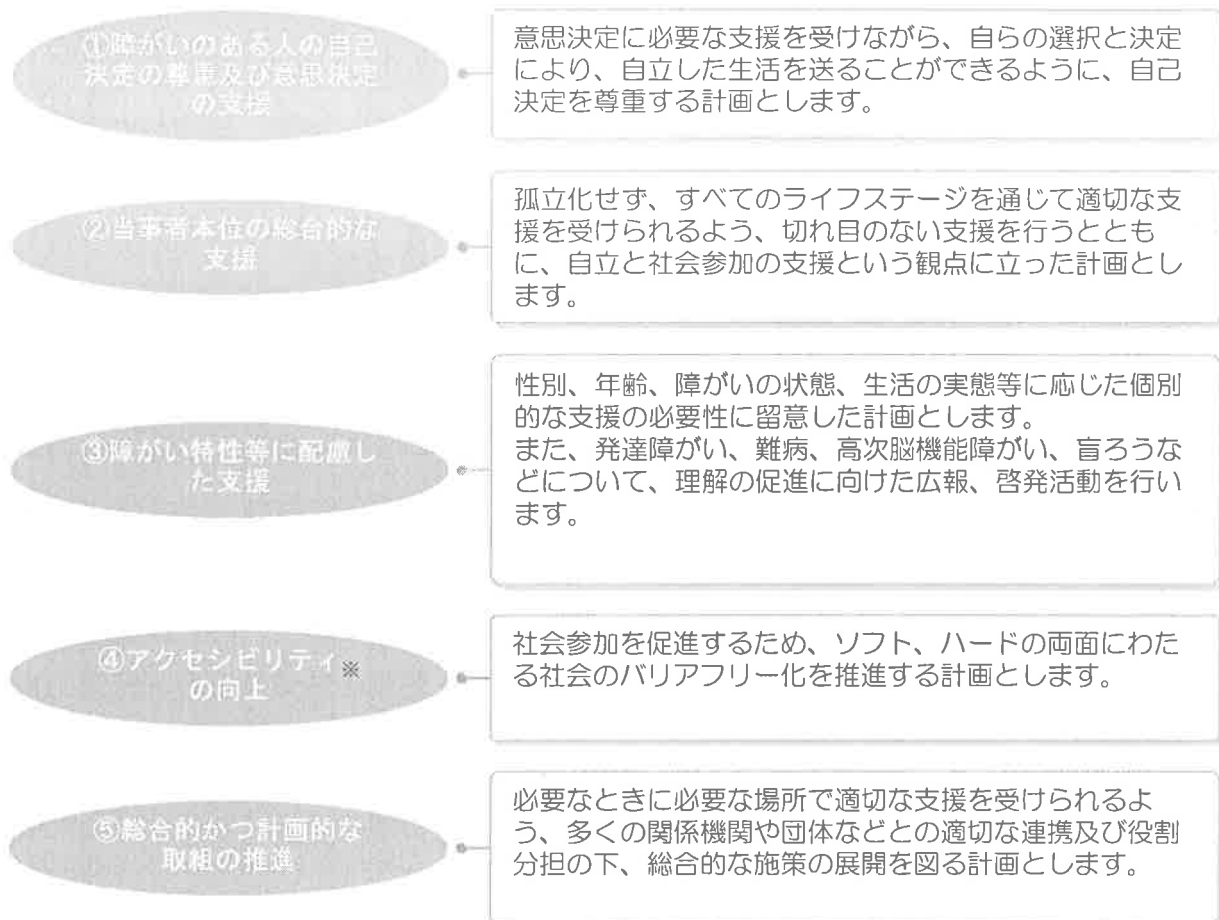
第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

この計画は、障害者基本法の理念に則り、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現するため、障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるように支援することとし、前計画における理念を継承し『障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり』を基本理念とします。

2 基本的視点

基本理念を実現するため、計画全体にわたる横断的考え方として、次の基本的視点を定めます。



※アクセシビリティとは、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと

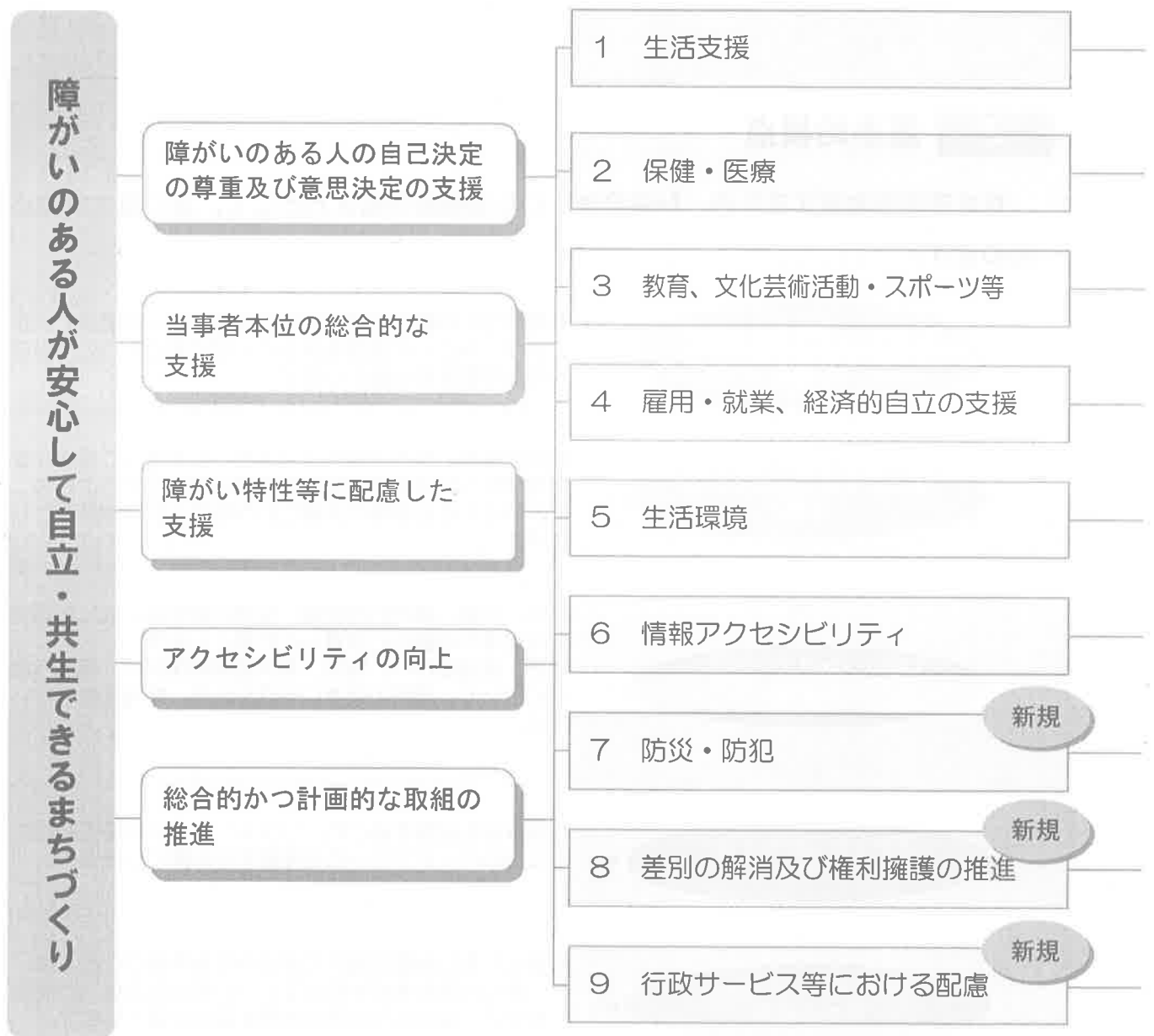
3 施策の体系

基本理念を実現するため、前述の基本的視点を踏まえ、1生活支援、2保健・医療、3教育、文化芸術活動・スポーツ等、4雇用・就業、経済的自立の支援、5生活環境、6情報アクセシビリティ、7防災・防犯、8差別の解消及び権利擁護の推進、9行政サービス等における配慮、の9つの分野にわたり網羅的に施策の推進に取り組みます。

基本理念

基本的視点

分野



基本的方向

- | | |
|----------------|---------------------|
| ① 障がい福祉サービスの充実 | ② 地域生活支援事業の充実 |
| ③ 障がい児支援の充実 | ④ 自立した生活を支えるサービスの推進 |

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| ① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減 | ③ 難病施策の推進 |
| ② 精神保健福祉施策の推進 | 新規 |

- | | |
|----------------------|--------------|
| ① 教育環境の充実 | ② 障がい福祉教育の充実 |
| ③ スポーツ・レクリエーション活動の推進 | ④ 文化芸術活動の推進 |

- | |
|-------------|
| ① 障がい者雇用の促進 |
| ② 福祉的就労の充実 |

- | |
|---------------|
| ① 福祉のまちづくりの推進 |
| ② 住環境の整備 |

- | |
|-------------|
| ① 情報提供の充実 |
| ② 意思疎通支援の充実 |

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 防火・防災対策の充実 | ② 防犯対策の充実 |
| ③ 見守り活動の充実 | |

- | | |
|---------------------|-----------|
| ① 障がいを理由とする差別の解消の推進 | ② 権利擁護の推進 |
| ③ 障がい福祉教育の充実 | |

- | |
|-------------------------|
| ① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進 |
| ② 選挙における配慮 |

第4章 施策の推進

1 生活支援

■ 現状と課題

アンケート調査結果によると、約8割の人が自宅やグループホームなど地域社会で暮らしたいという意向を持っています。また、介助者が介助する上で困っていることでは、約5割の人が「心身が疲れる」、約3割の人が「必要な時に他の人に介助を頼めない」となっています。

障がいのある人が生活する上で支援がなくて困っていることでは、「急に体調が悪くなったときの対応」が約2割となっています。

さらに、障がいのある人やその家族の相談に総合的に応じる障がい者生活支援センターの認知度は約3割と低く、前回調査の約4割から改善がみられません。

これらの現状から、障がいのある人やその家族が現在直面している生活課題、将来への不安や希望などを把握し、障がいのある人が必要な時に必要な支援を身近な場所で受けられるような体制の整備が課題となっています。

また、障がい福祉サービス・相談支援の実績から、計画相談支援は利用実績が見込み量を著しく下回っており、計画相談支援の事業所数が不足する中で、計画相談支援の機会を効率的に利用する仕組みと計画相談支援が選択できる体制の段階的な整備が必要です。

■ 基本的方向

障がいのある人の多様なニーズに対応する生活支援やサービスの量的・質的な充実を図ります。また、発達障がいや難病患者も含めた、障がいの相談等を総合的に行える相談支援体制の充実を図ります。

①障がい福祉サービスの充実

②地域生活支援事業の充実

③障がい児支援の充実

④自立した生活を支えるサービスの推進

■ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
<p>① 障がい福祉サービスの充実</p> <p>重点</p>	<p>ア 居宅介護、生活介護等のサービス事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 ・障がい者福祉施設整備補助を行います。 ・地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。 ・サービス事業者に対し働きかけます。
	<p>イ 自立した生活を支え、課題の解決やサービスの利用を円滑にするために計画相談支援の利用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援を周知します。 ・基幹相談支援センターによる指定相談支援事業所に対する助言指導を行います。 ・相談支援専門員を増員します。 ・サービス事業者に対し働きかけます。 ・地域自立支援協議会で計画相談支援の効率的な利用を検討します。
	<p>ウ 居宅介護、生活介護等のサービス事業者に専門的人材の育成・確保及びその質的向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 ・地域自立支援協議会で講演会、研修会を実施します。
	<p>エ 居宅介護、生活介護等のサービス事業者にたん吸引等の医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う指導者養成伝達講習等の案内をします。
	<p>オ 居宅介護、生活介護等のサービス事業者に対し、人員配置等の基準について指導の徹底及び利用者のニーズの積極的な聴取</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 ・地域自立支援協議会で利用者のニーズ調査を行います。
	<p>カ 福祉作業所の機能の充実を図り、今後の方向性について検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援B型、生活介護の定員の見直しを検討します。
	<p>キ 地域生活支援拠点の整備について検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・尾張北部障害保健福祉圏域内で地域生活支援拠点の整備を検討します。

基本的方向	施策	取り組み
<p>② 地域生活支援事業の充実</p> <p style="text-align: center;">重点</p>	<p>ア 意思疎通支援、移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴、日常生活用具給付事業の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業を充実します。
	<p>イ 移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴（以下「地域生活支援サービス」といいます。）のサービス事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業所への実地指導を実施します。 ・地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を行います。 ・サービス事業者に対し働きかけます。
	<p>ウ 地域生活支援サービス事業者に専門的人材の育成・確保及びその質的向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業所への実地指導を行います。 ・地域自立支援協議会で講演会、研修会を実施します。
	<p>エ 地域生活支援サービス事業者にたん吸引等の医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う指導者養成伝達講習等の案内をします。
	<p>オ 地域生活支援サービス事業者に対し指定基準の遵守について指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業所への実地指導を行います。
	<p>カ 地域の課題の解決を図るため、地域自立支援協議会を設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会定例会議を開催します。
	<p>キ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの相談員の研修への参加促進及び資質向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県社会福祉協議会等の研修の案内をします。 ・事業者間研修を実施します。
	<p>ク 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページへ特集記事を掲載します。 ・障がい福祉サービスガイドで周知します。
<p>③ 障がい児支援の充実</p>	<p>ア 児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育所等訪問支援等のサービス事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への実地指導を行います ・地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。 ・サービス事業者に対し働きかけます。

基本的方向	施策	取り組み
重点	イ 児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育所等訪問支援等のサービス事業者に専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への実地指導を行います。 ・地域自立支援協議会で講演会、研修会を実施します。
	ウ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの相談員の研修への参加促進及び資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県社会福祉協議会等の研修の案内をします。 ・地域自立支援協議会において事例検討、学習会を開催します。
	エ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページへ特集記事の掲載します。 ・障がい福祉サービスガイドで周知します。
	オ サポートブックの活用により、一貫した支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートブックをホームページへ掲載します。 ・保育園、幼稚園、小中学校へ周知します。 ・地域自立支援協議会で活用について検討します。
	カ 児童発達支援センターを拠点とした支援体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会で支援体制づくりについて検討します。
	キ 障がい児保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児保育の体制を整備します。
	ク 臨床心理士等による保育園巡回により、保育士と保護者に子どもへの支援方法の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士による指導を行います。 ・障がい児巡回相談を実施します。
	ケ 研修等により、保育士の障がいに関する知識や技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児保育関係研修を開催します。 ・愛知県の障がい児等療育支援事業に協力します。
	コ 放課後児童健全育成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の体制を整備します。
	サ 言語訓練事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ことばの教室を開催します。
シ 発達・言語に心配のある子どもと親同士の交流の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・おやこ教室を開催します。 	

基本的方向	施策	取り組み
	ス 地域での早期療育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 療育についての理解を深める講座を開催します。 愛知県の障がい児等療育支援事業に協力します。
④ 自立した生活を支えるサービスの推進	ア 福祉の増進を図るため手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> 心身障がい者扶助料を支給します。 特定疾患患者等健康管理手当を支給します。 外国人重度障がい者福祉手当を支給します。
	イ 日常的な金銭の管理、安否確認、家事の提供、昼食の配食、家庭ごみの収集、車いすの貸出、寝具乾燥など日常生活に必要な支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立支援事業を実施します。 寝具乾燥サービスを実施します。 車いすの貸出を実施します。 配食サービス利用を助成します。 緊急通報システムを設置します。 さわやか収集事業を実施します。
	ウ 外出を支援し、必要な交通費等の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> タクシー利用券を支給します。 自動車燃料利用券を支給します。 リフト付タクシー利用券を支給します。 かすがいシティバス利用者・付添人の運賃を減免します。 勝川駅前地下駐車場、勝川駅南口立体駐車場の料金を減免します。
	エ 医療費の一部や、福祉サービスを利用する際に必要な健康診断書料の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> 心身障がい者医療費を助成します。 健康診断書料を助成します。
	オ 盲導犬、介助犬、聴導犬などの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者週間での障がいに関するマークのパネル展示を行います。 イベント等でPRします。
	カ 障がい者相談員の設置	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者相談員を設置します。 知的障がい者相談員を設置します。
	キ 家族と離れて地域生活を体験する宿泊体験事業の支援	<ul style="list-style-type: none"> グループホームの体験利用を支援します。
	ク 居場所づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の居場所・交流の場づくり事業を実施します。

■ 成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値
1	施設入所者の削減数（平成 17 年度からの累計）	19 人	27 人
2	施設入所からグループホーム・ケアホームなどへ移行する者の数（平成 17 年度からの累計）	36 人	79 人
3	発達障害支援指導者の数	4 人	8 人
4	相談支援専門員の数	9 人	18 人
5	サービス等利用計画を作成した人のうち、計画相談支援を利用した人の割合	15.1%	23%
6	障がい者生活支援センターを知っている人の割合	52.0%	70%
7	家族が介助を負担に感じている人の割合	64.3%	45%

2 保健・医療

■ 現状と課題

アンケート調査結果によると、医療について困ったことや不便に思ったことについて、「特に困ったことはない」の割合が約 5 割と最も高く、次いで「医療費の負担が大きい」、「障がい（病状）のため症状を正確に伝えられない」の割合がそれぞれ約 1 割となっています。

また、精神障がいのある人の退院、社会復帰を促進するためには、地域生活を支える環境の整備が必要です。あわせて、難病患者等に対する総合的な相談支援が求められています。

さらに、内部障がいの発生を予防するために、その原因であるとされる高血圧、糖尿病等の生活習慣病の予防や、健康診査等による早期発見、その後の適切な治療が必要です。

精神障がいのある人を対象とした居場所を提供する事業については、第2次計画の数値目標を達成しておらず、一層の取組みの推進が必要です。

■ 基本的方向

障がいの特性に応じた、適切な医療を受けることができる体制づくりに努めます。特に、精神保健福祉や難病に関する施策の充実を図ります。

また、保健・医療についてサービスの適切な提供を図り、障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見・早期治療に努めます。

①障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減

②精神保健福祉施策の推進

③難病施策の推進

新規

■ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	ア 各種健診の受診の促進を図るとともに、健康診査の結果に基づき、保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査を実施します。 ・特定保健指導を行います。 ・後期高齢者健康診査を実施します。
	イ 身近な市の相談窓口で、メンタルヘルス相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス相談を実施します。 ・ゲートキーパー養成講座を開催します。 ・うつ病予防講習会を開催します
	ウ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つよう啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医の啓発文を健康ガイドやホームページに掲載します。
	エ 各種のリハビリテーション事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・心理リハビリテーション事業を実施します。 ・音楽療法を実施します。
	オ 乳幼児健康診査の結果を踏まえ、必要に応じて発達相談や訪問指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・発達相談を実施します。 ・新生児聴覚スクリーニングを実施します。
② 精神保健福祉施策の推進	ア 精神障がいのある人の社会復帰の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターによる相談支援を行います。 ・グループ活動を支援します。 ・障がい者の居場所・交流の場づくり事業を実施します。
	イ 精神障がいのある人の退院促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者生活支援センターや医療機関と連携した退院支援を行います。 ・地域自立支援協議会で退院促進について検討します。
	ウ 精神障がいのある人の医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険適用後の入院、通院医療費を助成します。
④ 難病施策の推進 新規	ア 障がい福祉サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページへ特集記事を掲載します。
	イ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知及び保健所との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページへ特集記事を掲載します。 ・障がい福祉サービスガイドで周知します。 ・保健所との連携を強化します。

■ 成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値
1	日中活動系サービスの支給決定を受けている精神障がいのある人の数	181 人	222 人
2	精神障がいのある人を対象とした居場所*を提供する事業の実施箇所数	3 箇所	6 箇所
3	特定健康診査の受診率	34.5%	50%

*障がい福祉サービス及び地域生活支援事業を除く。

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

■ 現状と課題

アンケート調査結果では、児童の日中の居場所について、「普通学校（特別支援学級も含む）」の割合が約 3 割を超えて最も高く、次いで「特別支援学校（養護学校など）」の割合が約 3 割となっており、保育所、幼稚園などを含めると約 8 割の児童が通学・通園しています。現在の児童の日中の居場所について、困っていることについては、「特にない」の割合が約 4 割である一方で、「先生の理解が足りない」「児童・生徒の理解が足りない」がそれぞれ約 1 割あります。また、今後充実させてほしい支援については、「障害の程度・内容にあった教育・療育の機会」や「児童・生徒の障がいへの理解を促す教育」、「学校などの教育環境の改善」の割合がそれぞれ約 3 割と高くなっています。

このため、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある子どもが身近な場所で、個々の能力や障がい特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにすることが必要です。

文化芸術活動・スポーツについては、外出の頻度について、障がいのある人すべてで「毎日」と「一週間に 3～6 日程度」の合計が約 5 割となっている一方で、自分の楽しみに使う時間のすごし方については、全体的に「テレビを見る」の割合が高く 5 割を超えています。

このため、障がいのある人が安心して、積極的に文化芸術活動、スポーツに親しむことのできる環境を整備し、社会参加の機会をつくる必要があります。

福祉文化体育館を利用した障がいのある人の数については、第 2 次計画の数値目標を達成しておらず、一層の取組みの推進が必要です。

■ 基本的方向

個々の障がいのある子どもにあった教育を、障がいのない子どもと受けることができるよう、教職員の理解を深めることや教育内容の改善・充実を図ります。

また、障がいのある人が文化活動やスポーツ、レクリエーションなどのさまざまな活動に参加しやすい環境づくりを推進するとともに、社会参加の場の提供や支援の充実を図ります。

①教育環境の充実

②障がい福祉教育の充実

③スポーツ・レクリエーション活動の推進

④文化芸術活動の推進

■ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 教育環境の充実	ア 特別支援教育コーディネーターの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級担当者会を開催します。 ・就学指導講習会を開催します。 ・特別支援学級担当者研修会を開催します。
	イ 特別支援教育支援員の配置に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由児学級へ特別支援教育支援員を配置します。
	ウ 未就学児の早期教育相談や児童・生徒の就学支援	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会窓口における就学相談を実施します。 ・愛知県教育委員会や県立特別支援学校などの実施する教育相談を紹介します。 ・市内小学校の特別支援学級の見学を実施します。 ・市内小中学校の専門委員、コーディネーターのための研修を実施します。 ・校内就学支援委員会、春日井市就学支援委員会による適正な就学についてのアドバイスを行います。 ・発達障がい相談「相談室ひまわり」を実施します。 ・教育研究所に就学支援員を設置します。
	エ 特別支援教育連携協議会の設置に向けた研究	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育連携協議会の設置を検討します。
	オ サポートブックの活用により、一貫した支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートブックをホームページへ掲載します。 ・保育園、幼稚園、小中学校へ周知します。 ・地域自立支援協議会で活用について検討します。
	カ 小・中学校の建物などのバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級のトイレを洋式化します。
② 障がい福祉教育の充実	ア 障がい福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉学習機材の貸出を行います。 ・福祉体験学習を実施します。

基本的方向	施策	取り組み
	イ <u>特別支援学級間の交流や障がいのある子どもと障がいのない子どもや地域の人達がお互いに活動する交流学習の推進</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・交流及び共同学習を開催します。 ・けやきの子運動会を開催します。 ・けやきの子作品展を開催します。
③ スポーツ・レクリエーション活動の推進	ア 国際的及び全国的規模のスポーツ大会で優秀な成績をおさめた者にその功績の顕彰	<ul style="list-style-type: none"> ・春日井市スポーツ賞で顕彰します。
	イ 福祉文化体育館（サン・アビリティーズ春日井）を中心に障がいのある人を対象とする各種事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者スポーツ教養文化講座を開催します。 ・「交流の日」事業を実施します。 ・愛知県障がい者スポーツ大会の参加を支援します。
	ウ 温水プールなどの利用料金の減免	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金を減免します。
	エ 地域住民が誰でも参加できる事業を各地域で開催	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロン事業を実施します。
④ 文化芸術活動の推進	ア 講演会や展覧会などの文化活動の場において、手話通訳者や要約筆記者の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者を派遣します。 ・要約筆記者を派遣します。
	イ パソコン講座など各種講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・手とり足とりパソコン講座を開催します。 ・実践パソコン講座を開催します。
	ウ 創作活動や、音楽・芸術活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者作品展を開催します。 ・障がい者週間啓発事業を実施します。
	エ 図書館の録音図書、点字図書の蔵書を充実し、ボランティアによる対面読書サービスの活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・録音図書、点字図書を作製します。 ・対面読書を行います。
	オ 図書館の図書郵送貸出の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・図書無料郵送貸出を実施します。

基本的方向	施策	取り組み
	カ 芸術文化活動に関する指導者や活動を支えるボランティアなど、人材の育成及び確保	<ul style="list-style-type: none"> ・点訳奉仕員養成講座を開催します。 ・「聞こえ」のボランティア養成講座を開催します。 ・手話奉仕員養成講座を開催します。 ・やさしい手話講座を開催します。

■ 成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値
1	福祉文化体育館を利用した障がいがある人の数	7,564 人	10,000 人
2	講演会等における手話通訳派遣の数	24 件	32 件
3	<u>サポートブックの利用者の数</u>	37 人	100 人

4 雇用・就業、経済的自立の支援

■ 現状と課題

アンケート調査結果によると、現在の就労状況は、障がいのある人すべてで、「働いていない」の割合が約4割と高くなっており、精神障がいのある人では5割を超えています。一方、現在働いていない精神障がいのある人では「働きたいと思う」と答えている人の割合が約5割となっており、精神障がいのある人を就労につなげていく支援が必要です。

また、就労に当たって必要な支援や配慮については、難病患者で「職場の人たちが障がいのことを理解すること」の割合が約5割と高く、一方で身体障がいのある人、精神障がいのある人で「障がいに応じて短時間の就労などができること」の割合がそれぞれ約4割と高くなっているなど、それぞれの障がいの特性に応じた配慮が求められています。

福祉施設を退所し、一般就労した者の数（年間一般就労移行者数）については、第2次計画の数値目標を達成しておらず、一層の取組みの推進が必要です。

■ 基本的方向

障がいの特性に応じた就労機会の拡大と、短時間勤務などの柔軟な雇用形態を支援するとともに、ジョブコーチの活用や各種助成制度などの積極的な広報および情報の提供や、関係機関と連携した総合的な就労支援を図り、就労を促進します。

また、企業などでの就労が難しい人が生産的な活動を通じて社会参加していくよう、福祉的就労の場などの充実を図るとともに、経済的自立の支援を進めます。

①障がい者雇用の促進

②福祉的就労の充実

■ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 障がい者雇用の促進 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px; display: inline-block;">重点</div>	ア 雇用や就労に関する啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等を紹介します。 ・地域自立支援協議会で啓発活動の推進について検討します。 ・障がいのある人を正規、臨時職員として採用します。
	イ 就労のための相談支援や就労に関する情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等を紹介します。 ・ハローワークとの連携を強化します。 ・ジョブコーチの活用を促進します。 ・地域自立支援協議会で情報提供の推進について検討します。 ・障がい者就業・生活支援センターとの連携を強化します
	ウ 精神障がいのある人の就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会で就労の促進について検討します。
	エ 障害者優先調達推進法により障がい者就労施設から優先的に物品等の調達	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度調達方針を作成周知します。 ・調達実績をホームページで公表します。
	オ 職場の施設や設備のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・職場環境向上助成事業を実施します。
②福祉的就労の充実	ア 障がい福祉サービス事業所の整備の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉施設整備補助を行います。
	イ 障がいのある人が作った物品の販売の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・元気ショップを実施します。
	ウ 福祉的就労をしている人の工賃の向上 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">新規</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への実地指導を行います。

■ 成果目標

	項目	平成25年度 実績値	平成29年度 目標値
1	福祉施設*を退所し、一般就労した者の数（年間一般就労移行者数）	21人	42人
2	就労移行支援事業の利用者数	55人	88人
3	就労移行支援事業所通所者の就労移行率	15.6%	25%
4	障がい者就労施設等からの物品等の調達額	1,036千円	5,000千円
5	就労継続支援B型の平均月額工賃	11,922円	20,000円

※福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の各事業を行う事業所をいいます。

5 生活環境

■ 現状と課題

アンケート調査結果によると、今後、特に充実すべきだと考える障がい者の施策について、身体障がいのある人では「公共施設、駅、デパートなどをバリアフリー化すること」の割合が3割以上と高く、公共施設などのバリアフリー化の推進は引き続き必要とされています。

通勤通学以外で外出する際に移動しやすい環境づくりなど、障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進が必要です。

■ 基本的方向

誰もが、安心・快適に暮らせる、生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。また、公共交通機関や公共的施設等のバリアフリー化を推進します。

①福祉のまちづくりの推進

②住環境の整備

■ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 福祉のまちづくりの推進	ア 障がいのある人などに配慮した歩道や公園の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしん歩行エリアを整備します。 ・バリアフリー新法重点整備地区を整備します。 ・公園を整備します。
	イ 障がいのある人などに配慮した駅や公共施設の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・JR春日井駅や駅周辺を整備します 新規 ・市役所庁舎を整備します。
	ウ 「かすがいシティバス」の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者・付添人の運賃を減免します。
	エ 各種委員会、協議会などの委員に当事者団体が参画できるように働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・各種協議会などへの委員登用を促進します。
② 住環境の整備	ア 市営住宅の再整備にあわせて、障がいのある人などに配慮した住宅の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅総合再生計画に基づき整備します。 新規
	イ 身体障がいのある人の住宅改修費の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修費を助成します。
	ウ 地域移行を進めるため、グループホームの整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉施設整備補助を行います。

■ 成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値
1	市営住宅のバリアフリー化率	50%	75% 平成 30 年度

6 情報アクセシビリティ

■ 現状と課題

アンケート調査結果によると、福祉などの情報を得る手段について、「市の広報」が約4割、「新聞・雑誌・一般図書」が約3割と高くなっています。障がいのある人にとって分かりやすく、利用しやすい情報提供の充実が必要です。特に、必要な情報を適時得ることができるように、ホームページなどを活用した情報提供の充実が求められています。

また、意思疎通が困難な人が自分の意思を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するため、障がいの特性に応じた意思疎通支援の充実を図る必要があります。

■ 基本的方向

障がいの特性に応じた情報提供の充実を図るとともに、手話通訳者を始めとしたコミュニケーションを支援する人材の確保・活用を推進します。

- ①情報提供の充実
- ②意思疎通支援の充実

■ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 情報提供の充実	ア ホームページへの掲載や冊子などにより制度やサービス内容の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへ掲載します。 ・障がい福祉サービスガイド等を作成配布します。
	イ 視覚障がいや聴覚障がいのある人などに配慮した情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市政情報サービス（ホームページ・モバイルサイト）を行います。 ・声の広報かすがいを作成します。 ・声のかすがい市議会だよりを作成します。 ・音声コードの活用を促進します。
	ウ 分かりやすく充実した福祉に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>当事者団体から意見を聴取します。</u>
② 意思疎通支援の充実	ア 市役所に手話通訳者の設置及び医療機関などへの手話通訳者・要約筆記者の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者を設置します。 ・手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
	イ 点字、点訳、要約筆記、手話、音声訳など各種ボランティアの育成講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・点訳奉仕員養成講座を開催します。 ・「聞こえ」のボランティア養成講座を開催します。 ・手話奉仕員養成講座を開催します。 ・やさしい手話講座を開催します。 ・音訳技術講習会（初級編）を開催します。 ・音訳デジタル録音技術講習会を開催します。

■ 成果目標

	項目	平成25年度 実績値	平成29年度 目標値
1	手話通訳派遣の利用件数	562件	632件

■ 現状と課題

アンケート調査結果によると、災害などの緊急事態が発生した場合の避難について、「ひとりでは避難できないと思う」の割合が、知的障がいのある人で約7割、障がいのある児童で約8割と高くなっています。

また、災害などの緊急事態に困ると思うこととして、「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」の割合が、知的障がいのある人で約7割、精神障がいのある人で約4割、障がいのある児童で約8割と高くなっており、緊急事態において周囲の支援や理解が必要とされています。障がいのある人の特性に応じた避難誘導や適切な支援を行うことができるよう、地域住民や関係団体などの連携による災害発生時の支援体制の強化や緊急時の情報伝達体制の整備など、防災体制の充実が求められています。

また、障がいのある人が犯罪や消費者トラブルなどの被害にあわないよう防犯対策を充実していくことも必要です。

■ 基本的方向

障がいのある人が地域で安心、安全に生活できるよう、防災訓練の実施や、適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制整備を始めとした防災対策を充実します。また、犯罪被害の防止に努めます。

- ① 防火・防災対策の充実 ②防犯対策の充実 ③見守り活動の充実

■ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 防火・防災対策の充実 重点	ア 緊急時の情報提供・通信体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 安全安心情報ネットワークを活用します。 保護者向け緊急メール配信サービスを活用します。
	イ 災害時要援護者の支え合いマップづくりを推進し、地域における災害時の支え合い、助け合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者支援マニュアル、災害時要援護者マップ作成マニュアルを区、町内会、自治会等に配布します。
	ウ 災害時要援護者支援制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体研修会で周知します。
	エ 福祉施設において防火・防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 小規模福祉施設での消防訓練を実施します。 小規模福祉施設での講習会を開催します。
	オ 災害に強い地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練を実施します。 防災講話を開催します。 地域における市民防災マニュアル作成の手引きを配布します。 地域の防災訓練への参加を促進します。
	カ 避難所のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> スロープを設置します。 災害用簡易組立トイレ（要援護者対応）を設置します。
	キ 要援護者のための避難所の指定	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者避難所を拡充します。
	ク 防災会議に福祉分野などから参画できるよう働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> 防災会議への委員登用を検討します。
② 防犯対策の充実	ア 障がいのある人やその家族に対する防犯知識の普及と啓発	<ul style="list-style-type: none"> 防犯教室を開催します。 消費生活相談を実施します。
③ 見守り活動の充実	ア 地域社会で障がいのある人を見守る活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域見守り連絡会議を開催します。 地域見守り活動に関する協定を締結します。

■ 成果目標

	項目	平成26年度 実績値	平成29年度 目標値
1	災害時要援護者支援制度を知っている人の割合	11.4%	50%
2	災害時要援護者名簿に登録したいと思う人の割合	22.7%	40%
3	災害時要援護者名簿の登録者数	339人	500人

■ 現状と課題

アンケート調査結果によると、障がいのある児童の約6割が、障がいがあることで普段の生活で不適切な対応をされたり、いやな思いをしたりしたことがあります。

また、市民の障がいに対する理解については、視覚障がいで約7割、肢体不自由で約6割、知的障がいで約6割と理解している割合が高くなっていますが、内部障がいで約3割、高次脳機能障がいで約2割など、障がいによっては、特性や必要な支援が十分理解されていない現状がうかがえます。

こうしたことから、広く市民に障がいや障がいのある人に対する正しい知識の普及と理解を深める啓発を行うとともに、障がいのある人とない人がお互いにコミュニケーションを図る機会や地域における福祉教育を充実させていくことが必要です。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業、障がい者虐待の防止などについて知らない人もまだ多く見られ、制度の普及啓発や適切な利用の推進などを図っていくことが必要です。

障がいのある人に対する差別があると感じている人の割合については、第2次計画の数値目標を達成しておらず、一層の取組みの推進が必要です。

■ 基本的方向

共生社会の理念の普及を図るとともに、障がいや障がいのある人に関する市民の理解を深めるための正しい知識の普及・啓発や障がいのある人との交流活動や福祉教育を充実します。

また、権利擁護のための制度の普及や障がい者虐待を防止する取組を進めます。

- ①障がいを理由とする差別の解消の推進
- ②権利擁護の推進
- ③障がい福祉教育の充実

■ 具体的施策

基本的方向	具体的施策	取り組み
① 障がいを理由とする差別の解消の推進 重点	ア 障害者の権利に関する条約及び障害者差別解消法に基づき、啓発などの実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者差別解消についての啓発チラシを配布します。 講演会を開催します。
② 権利擁護の推進 重点	ア 障害者虐待防止法に基づき、関係機関との連携強化や相談体制の整備、啓発などの実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者虐待防止センターを設置します。 高齢者障がい者虐待防止連絡会を開催します。 虐待対応時の短期入所措置に関する協定を締結します。 障がい者虐待防止についての啓発チラシを配布します。 講演会を開催します。
	イ 成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 市民後見人講座を開催します。 成年後見制度利用支援事業の利用を促進します。
	ウ 日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立支援事業を実施します。
③ 障がい福祉教育の充実	ア 障がい福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 福祉学習機材を貸出します。 福祉体験学習を行います。
	イ 特別支援学級間の交流や障がいのある子どもと障がいのない子どもや地域の人がお互いに活動する交流学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 交流及び共同学習を開催します。 けやきの子運動会を開催します。 けやきの子作品展を開催します。

■ 成果目標

	項 目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値
1	障がいのある人に対する差別があると感じている人の割合	96.6%	75%
2	障害者差別解消法を知っている人の割合	7.4%	30%
3	障がい者虐待防止ホットラインを知っている人の割合	5.9%	30%
4	成年後見制度を知っている人の割合	26.4%	40%
5	日常生活自立支援事業を知っている人の割合	13.5%	40%

■ 現状と課題

障がいのある人が適切な配慮を受け、その権利を円滑に行使することができるよう、様々な場面における配慮が求められています。

今後は、障害者差別解消法の成立により、各行政機関等において障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うことが求められています。

■ 基本的方向

各行政機関等において配慮及び障がいのある人への理解の促進等に努めるとともに、投票等選挙における配慮など、様々な合理的配慮に向けた取り組みを進めます。

- ①市役所等における配慮及び障がい者理解の促進 ②選挙における配慮

■ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進	ア 職員に障がいのある人に関する理解を深めるための必要な研修の実施	・職員研修を実施します。
	イ 窓口等における障がいのある人への配慮	・手話通訳者を派遣します。
	ウ 市政情報の提供等に当たっては、アクセシビリティに配慮した情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市政情報サービス（ホームページ、モバイルサイト）を行います。 ・声の広報かすがいを作成します。 ・声のかすがい市議会だよりを作成します。 ・音声コードの活用を促進します。
② 選挙における配慮	ア 投票所における投票環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープを設置します。 ・点字器を利用します。
	イ 代理投票の適切な実施等の取組の促進	・代理投票を行います。
	ウ 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進	・不在者投票を行います。

■ 成果目標

	項目	平成25年度 実績値	平成29年度 目標値
1	全市職員のうち障がいの理解に関する研修を受講した職員の割合	0%	15%

第5章 計画の推進

1 庁内関連機関の連携

この計画は、障がいの理解に向けた啓発や福祉サービスの提供などが総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも関わる計画として位置付けられています。そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的な事業展開を図ります。

2 関連機関の連携

地域社会を構成する市民、障がい者福祉関係団体、NPO、ボランティア団体、医療機関、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、保健所、ハローワーク及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

3 広報・啓発活動の推進

障がいのある人に対する理解の促進を図るため、行政はもとより、企業、地域団体などの多様な主体との連携による広報・啓発活動を効果的に推進します。

また、障がい者週間（毎年12月3日から9日まで）における各種行事やイベントなどを中心に、市民、障がい者福祉関係団体、ボランティア団体など幅広い層の参加による啓発活動を行い、障がいのある人を誰もが自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

さらに、児童・生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、情報提供やコーディネートなどを通じその活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

4 計画の進行管理

障がい者施策推進協議会を定期的を開催し、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、計画の円滑な推進と進行管理、点検、評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、障がい者施策推進協議会と地域自立支援協議会において、情報を共有し、この計画の推進に関する必要な事項の検討及び協議を行います。なお、両協議会での協議内容は市民に公表します。

「PDCAサイクル」のイメージ

